

Journal of Kyushu Society of Adolescentology

九州思春期研究会雑誌

創刊号



巻頭言

「九州思春期研究会雑誌」発刊の辞 松浦 賢長・・・ 1

原著

小中学校の教職員におけるフリースクールに対する認識に関する研究
—福岡県内を対象に— 矢鳴 千愛・・・ 2

総説

都道府県発行の学校性教育に関する手引きの研究 —分析視点の開発—
..... 内山 絢佳・・・ 16

Review

A Perspective on the Declining Birthrate in Japan
..... Tomoko SHIN, Kencho MATSUURA・・・ 22

資料

九州思春期研究会研究大会・ポストコンgres講演報告

『スマホ失明』と失明の「不確実性」..... 梶原 由紀子・・・ 27
子どもの性被害の現状と課題 ～福岡県性被害防止教育の推進～
..... 藤瀬 那月・・・ 33

お知らせ

論文投稿のおねがい
九州思春期研究会雑誌投稿規程



「九州思春期研究会雑誌」発刊の辞

九州思春期研究会会長 松浦賢長

九州思春期研究会は初代会長である森崇先生のもと、平成16年（2004年）に発足いたしました。それ以来、晩秋の研究大会と初春のポスト kongress の毎年計2回の研究ミーティングを通して思春期の子どもたちをめぐる課題の共有と対策・支援の考察に会員の皆様とともに議論してまいりました。

このたび発足から20年を機に、研究会に参加してくださっている皆様の実践や研究を共有する場としてオンラインジャーナルを発刊することとなりました。子どもたちの課題に関する取り組みについて会員の皆様から幅広く原稿を募り、年に1回の定期発行を目指しています。

本ジャーナルの原稿は査読審査され、本研究会理事の原田直樹編集長のもと編纂・発行されます。実践や短報、あるいは主張や総説、もちろん研究も含め、和文もしくは英文の原稿を募集しておりますので、今後とも投稿の方よろしく願いいたします。なお、ヒトを対象とする研究には原則的に研究倫理審査が求められますが、本研究会においても研究倫理審査制度を設けておりますので、こちらもご活用いただければと思います。

本ジャーナルの発展を皆様と作り上げたく、今後とも研究会活動にご賛同いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

令和6年3月吉日

小中学校の教職員におけるフリースクールに対する認識に関する研究

—福岡県内を対象に—

Perceptions on free-schools of teachers in elementary and junior high schools
in Fukuoka prefecture

矢鳴 千愛¹⁾

1) 福岡県立大学看護学研究科

和文要旨

本研究は、「学校におけるフリースクールに対する認識」「学校とフリースクールとの連携の現状」「親子に対するフリースクールの情報提供の現状」を明らかにすることを目的とした。福岡県内小中学校の教職員に対して質問紙調査を実施し、9つの仮説を検証した。その結果、フリースクールに「社会的自立」を最も期待する場合、連携内容として「特にしていない」との関連があること、さらには「学校復帰」を最も期待する場合、「何らかの連携をしている」との関連等がみられた。各仮説検証の結果から、学校を含めた教育行政とフリースクールの連携には教育行政側の課題とフリースクール側の課題があることが示唆された。さらに、社会的自立を目指した不登校支援において小中学校とフリースクールの連携を促すためには、教育行政の支援が必要であり、それを実現するためには教育行政へのアプローチを行うことが重要であると示唆された。

Key words：不登校 社会的自立 フリースクール 連携

I. 緒言

小・中学校における不登校児童生徒数は24万人を超え、全体の児童生徒数に占める割合は過去最大となっている¹⁾。現在、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があると不登校支援の視点が転換されている²⁾。不登校解決に向けて学校外機関での支援が求められているが、特にフリースクールと学校は相互性のある連携ができていないことが報告されている。以上より、不登校支援においてフリースクールと学校のさらなる連携促進が重要と考える。しかし、不登校児童生徒の社会的自立と

いう新たな視点に基づいた新しい関係性におけるフリースクールと学校の連携状況や、学校の教職員のフリースクールに対する認識は明らかにされていない。

そこで本研究においては、「学校におけるフリースクールに対する認識」「学校とフリースクールとの連携の現状」「親子に対するフリースクールの情報提供の現状」を明らかにし、思春期の子どもが抱える健康上の問題解決に向けて多角的視点からの支援に寄与することを目的としている。

II. 方法

1.調査方法

質問紙調査を実施した。質問紙の配布は郵送とし、回収はFAXとした。

2.調査対象

福岡県内のすべての小中学校を対象とし、調査対象校は1085校である。

3.調査期間

調査は、2021年12月から2022年3月までの期間とした。

4.調査内容

フリースクールとの連携に関する質問をした。内容については以下の通り、11の設問を設けた。また、設問4、設問6、設問7については10の選択肢を用意して質問した。その他設問については選択肢を「はい」もしくは「いいえ」とした。

- ・ 設問1) 校区の自治体(市町村)内にフリースクールはありますか
- ・ 設問2) 昨年度、フリースクール利用の児童生徒はいましたか
- ・ 設問3) フリースクールと連携していますか
- ・ 設問4) フリースクールとの連携内容を教えてください
- ・ 設問5) 不登校支援においてフリースクール利用の必要性がありますか
- ・ 設問6) フリースクールの不登校支援に対して最も期待することを一つ選んでください
- ・ 設問7) フリースクールの不登校支援に対して最も懸念することを一つ選んでください
- ・ 設問8) 不登校児童生徒・保護者に対して、フリースクールに関する情報を提供していますか

- ・ 設問9) 不登校児童生徒・保護者に対して、教育支援センター等に関する情報を提供していますか
- ・ 設問10) 現在、教育支援センター等と連携をしていますか
- ・ 設問11) 不登校支援において教育支援センター等利用の必要性がありますか

5.分析方法

分析方法は、統計解析ソフトSPSSによるクロス集計表の作成と χ^2 検定、残差分析を行った。クロス集計に対して、 χ^2 検定による検定を用い、そのうち期待値が5未満のセルが存在する場合にはfisherの直接法による検定を用いた。

6.倫理的配慮

福岡県立大学研究倫理部会から承認を得て、遵守し実施した。調査の際には、本調査研究の目的と趣旨、個人情報の保護について、さらに調査結果は研究目的以外に使用しないことについて文書を用いて説明し、同意書の返送をもって承諾を得た。

III. 結果・考察

1.調査の回収率及び回答者の属性

福岡県内の小中学校1085校に配布したうち、回答は214校から得られ、回収率は19.7%であった。そのうち、同意書に記載がなく学校名が不明なもの(1件)、同意撤回書が得られたもの(1件)を無効な回答とし、有効回答数212部で本研究を行った。

回答校の校種は、小学校が118校(55.7%)、中学校94校(44.3%)である。回答校の設置区分の内訳は、公立が206校(97.2%)、私立が6校(2.8%)であった。回答者の職位は、不登校支援担当が91人(42.9%)、その他115人(54.2%)、無回答は6人(2.8%)であっ

た。回答校の昨年度における不登校児童生徒数は、「5以下」が最も多く、74校（34.9%）であった。次いで、「6～10」（45校、21.2%）、「21以上」（43校、20.3%）、「11～15」（26校、12.3%）、「16～20」（18校、8.5%）であった。

2. 仮説検証

校種別に分けてデータの分析を行ったが、校種間のほとんど差は見られなかったことから、本研究では小中学校全体データの分析より各仮説検証の結果について以下に示す。

1) 仮説 1-1

フリースクールに対して社会的自立を期待する学校（51校、24.1%）は、フリースクールに対して学校復帰を期待する学校（45校、21.2%）より多いため、仮説 1-1「フリースクールに対して社会的自立を期待する学校は、フリースクールに対して学校復帰を期待する学校より少ない」は棄却された。

2) 仮説 1-2

教育支援センター等利用の必要性があると答える学校（196校、92.5%）と比較して、フリースクール利用の必要性があると答える学校（182校、85.8%）は少なく、仮説 1-2「教育支援センター等利用の必要性と比較して、フリースクール利用の必要性があると答える学校は少ない」は支持された。

3) 仮説 2-1

学校と学校外機関との連携実施割合は

35.4%となり、仮説 2-1「学校と学校外機関との連携実施割合は 25%以下である」は棄却された。

4) 仮説 2-2

学校とフリースクールとの連携実施割合（35.4%）は学校と教育支援センター等との連携実施割合（92.5%）と比較して低く、仮説 2-2「学校とフリースクールとの連携実施割合は学校と教育支援センター等との連携実施割合と比較して低い」は支持された。

5) 仮説 2-3

自治体内のフリースクールの有無は児童生徒の利用や連携状況との間に部分的に関連があり、仮説 2-3「自治体内のフリースクールの有無と児童生徒の利用や連携状況との間に関連がある」の一部が支持された。

(1) 仮説 2-3-1

設問 1「校区内の自治体内にフリースクールはありますか」と設問 2「昨年度、フリースクール利用の児童生徒はいましたか」に対する回答のクロス集計表を作成（表 1）し、自治体内フリースクールの有無と児童生徒の利用に関連がある（ $p < 0.01$ ）。

(2) 仮説 2-3-2

設問 1「校区内の自治体内にフリースクールはありますか」と設問 3「フリースクールと連携していますか」に対する回答のクロス集計表を作成（表 2）し、自治体内フリースクールの有無とフリースクール連携状況に関連がある（ $p < 0.01$ ）。

表 1 自治体内フリースクールの有無と昨年度フリースクール利用の児童生徒の有無とのクロス

	昨年度フリースクール利用の児童生徒の有無				合計		
	あり		なし		校数	割合 (%)	
	校数	割合 (%)	校数	割合 (%)			
自治体内フリースクールの有無	あり	53	47.7	58	52.3	111	100
	なし	14	14.7	81	85.3	81	100
合計		67	32.5	139	67.5	206	100

$p < 0.01$

(3) 仮説 2-3-3

設問1「校区内の自治体内にフリースクールはありますか」と設問4「フリースクールとの連携内容」（各選択肢）に対する回答のクロス集計表を作成（表3）し、自治体内フリースクールの有無と一部の連携内容に関連がある。

6) 仮説 3

不登校の親子に対してフリースクールに関する情報を提供している学校の割合(53.3%)は、教育支援センター等に関する情報を提供している学校の割合(86.8%)よりも少なく、仮説3「不登校の親子に対してフリースクールに関する情報を提供している学校の割合は、教育支援センター等に関する情報を提供している学校の割合よりも少ない」は支持された。

7) 仮説 4-1

仮説 4-1「学校がフリースクールに対して期待することあるいは懸念することと、学校とフ

リースクールの連携状況との間に関連がある」は棄却された。

8) 仮説 4-2

学校がフリースクールに対して期待することあるいは懸念することは、学校が実際に行った連携内容との間に部分的に関連があり、仮説 4-2「学校がフリースクールに対して期待することあるいは懸念することと、学校が実際に行った連携内容との間に関連がある」の一部が支持された。

(1) 仮説 4-2-1

表 4 より、 χ^2 検定、その後に残差分析を行い、有意差が認められた ($\chi^2=9.860$, $df=3$, $p<0.05$)。フリースクールに対して「社会的自立」を最も期待する場合は、連携内容として「特にしていない」と関連がある。また、フリースクールに対して「学校復帰」を最も期待する場合は、連携内容として「特にしていない」こと

表2 自治体内フリースクールの有無とフリースクールと連携の有無とのクロス

		フリースクールと連携の有無				合計	
		あり		なし		校数	割合 (%)
		校数	割合 (%)	校数	割合 (%)		
自治体内フリースクールの有無	あり	60	53.6	52	46.4	112	100
	なし	15	15.8	80	84.2	95	100
合計		75	36.2	132	63.8	207	100

$p<0.01$

表3 自治体内フリースクールの有無と関連があった連携内容

設問 1 との関連が見られた設問 4 選択肢	p 値
「文書での情報共有」	0.004
「電話での情報共有」	0.000
「教科書の受け渡し」	0.011
「学校評価等について協議」	0.020
「フリースクールを訪問」	0.018
「活動内容の共有」	0.000
「特にしていない」	0.000

に「いいえ」と答えたこととの間に関連がある。つまり、学校復帰を期待している場合は何らかの連携をしていると言える。

(2)仮説 4-2-2

表 5 より、 χ^2 検定、その後に残差分析を行い、有意差が認められた ($\chi^2=9.457$, $df=3$, $p<0.05$)。フリースクールに対して「社会的自

立」を最も期待する場合は、連携内容として「教科書の受け渡し」との間に関連がある。また、表 6 より、fisher 検定における P 値は 0.05 未満であるため、有意である。フリースクールに対して「心の成長」を最も期待する場合は、連携内容として「フリースクールを訪問」との間に関連がある。

表 4 フリースクールに対して最も期待することと連携内容：特にしていないのクロス

		連携内容「特にしていない」						合計	
		選択			未選択				
		校数	割合 (%)	調整済み 残差	校数	割合 (%)	調整済み 残差	校数	割合 (%)
フリースクールに 最も期待すること (再カテゴリー化した)	社会的自立	27	67.5	2.8	13	32.5	-2.8	40	100
	学校復帰	12	33.3	-2.1	24	66.7	2.1	36	100
	心の成長	14	41.2	-1	20	58.8	1	34	100
	生活基盤の安定	21	50	0.2	21	50	-0.2	42	100
合計		74	48.7		78	51.3		152	100

$$\chi^2=9.860 \quad df=3 \quad p<0.05$$

表 5 フリースクールに最も期待することと連携内容：教科書の受け渡しのクロス

		連携内容「教科書の受け渡し」						合計	
		選択			未選択				
		校数	割合 (%)	調整済み 残差	校数	割合 (%)	調整済み 残差	校数	割合 (%)
フリースクールに 最も期待すること (再カテゴリー化した)	社会的自立	4	33.3	2.9	8	66.7	-2.9	12	100
	学校復帰	2	10.5	0	17	89.5	0	19	100
	心の成長	0	0	-1.6	17	100	1.6	17	100
	生活基盤の安定	1	5	-0.9	19	95	0.9	20	100
合計		7	10.3		61	89.7		68	100

$$\chi^2=9.457 \quad df=3 \quad p<0.05$$

表 6 フリースクールに最も期待すること：心の成長と連携内容：フリースクールを訪問のクロス

		連携内容「フリースクールを訪問」				合計	
		選択		未選択			
		校数	割合 (%)	校数	割合 (%)	校数	割合 (%)
フリースクールに (再カテゴリー化した)心の成長 を最も期待する	選択	8	44.4	10	55.6	18	100
	未選択	41	71.9	16	28.1	57	100
合計		49	65.3	26	34.7	75	100

$$p<0.05$$

(3)仮説 4-2-3

表 7 より、fisher 検定における P 値は 0.05 未満であるため、有意である。フリースクールに対して「心の成長」を最も懸念している場合、連携内容として「教科書の受け渡し」との間に関連がある。

9) 仮説 4-3

χ^2 検定を行ったが有意差が見られず、仮説 4-3「学校がフリースクールに対して期待することあるいは懸念することと、親子に対するフリースクールに関する情報提供との間に関連がある」は棄却された。

IV. 考察

1. 各仮説について

1) 仮説 1-1 の考察

仮説 1-1 が棄却された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、長期的視点における支援の必要性を実感している可能性が挙げられる。フリースクールに対して最も期待することとして「社会的自立」(24.1%)が最も多く、次いで「学校復帰」(21.2%)が多い結果となった。これは佐藤ら(2014)が示すように、学校復帰できたからといってその後も順調に登校し、卒業していくとは限らない³⁾ことを教職員が理解していることが考えられる。高橋(2017)の調査では、不登校の原因が複雑に重なっていて解消することが難しいことや、不登校児童生徒をゼロにするという目標・理想がかえって状況を悪化さ

せていることが課題として明らかになった⁴⁾。こういった課題を学校現場にいる教職員は実感していた可能性がある。

第二に、社会的自立と学校復帰の比較の難しさが挙げられる。「社会的自立」(24.1%)と「学校復帰」(21.2%)の回答率の差は 2.9%であった。これは、不登校の支援視点の転換が普及してはいるが、教職員の考える不登校支援における社会的自立には学校復帰も手段の一つとして含まれる可能性を示していると捉える。その理由は、「社会的自立」は学習指導要領で重要視されている「生きる力」に近似しているためである。「生きる力」とは、知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)の3つの力がバランスよく組み合わされた力である。石川(2010)は、知・徳・体の調和がとれた状態で、個性を持ち、主体的に社会と関わっていくことが「社会的自立」の姿と解釈している⁵⁾。このことから、学校教育で「生きる力」を身につけることは社会的自立の前提条件になることが分かる。そのため、学校に行くことは、不登校支援における社会的自立を目指す手段の一つとして捉えられている可能性がある。

2) 仮説 1-2 の考察

仮説 1-2 が支持された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、フリースクールの活動内容の多様性が挙げられる。教育支援センター等の目的や指導内容は「教育支援センター整備指針(試案)」

表 7 フリースクールに最も懸念すること：心の成長と連携内容：教科書の受け渡しのクロス

		連携内容「教科書の受け渡し」				合計	
		選択		未選択		校数	割合 (%)
		校数	割合 (%)	校数	割合 (%)		
フリースクールに (再カテゴリー化した)心の成長 を最も懸念する	選択	5	16.1	26	83.9	31	100
	未選択	4	2.9	134	97.1	138	100
合計		9	5.3	160	94.7	169	100

p<0.05

において定められているため、教職員は教育支援センター等における支援に対して理解しやすいと言える。それに対し、フリースクールは活動内容の自由さがあり⁶⁾、重視する方針や活動に明確な差異があることが明らかになっている⁷⁾。つまり、施設によって理念や実践内容が多様である⁸⁾ため、一律的にフリースクールを捉えることは難しい。そのため、教職員はフリースクールがこういった施設なのか理解しがたく、支援に対する混乱を招く可能性がある。そのため、教育支援センター等はフリースクールよりも利用する必要があると教職員は感じていると捉える。

第二に、進学率の違いが挙げられる。社会的自立を考える上で、児童生徒の進路について考えずにはいられない。本研究ではフリースクールの不登校支援に対して最も懸念することとして、最も多かったのは「学力面の保障」(29.7%)であった。つまり、十分な学力をフリースクールで子どもたちに身につけさせることが難しいと教職員が捉えている。実際、教育支援センター等の進学率は85%であり⁹⁾、フリースクールの進学率はそれよりも低い60.5%となっている¹⁰⁾。不登校経験による社会的自立への不安から、将来の進路の選択肢の幅を広げるために、フリースクールよりも進学率の高い教育支援センター等の方が利用の必要性が高くなったと考えられる。

3) 仮説 2-1 の考察

仮説 2-1 が棄却された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、学校外機関との連携の推進があげられる。文部科学省の様々な通知において、学校外機関との連携が示され、学校外機関との連携がこれまで以上に推進されてきた。また、官民連携の強化が進んでいる自治体¹¹⁾や、校内フリースクールを開設する学校もみられる¹²⁾など、今まで以上に連携しやすい体制が整備され

てきている。特に、福岡県教育委員会が策定した「福岡県学校教育振興プラン」の中で「学校・家庭・地域の連携強化」、福岡県教職員育成指標に基づく研修内容の一つに「連携・協働力」が設けられている¹³⁾。これらの取り組みにより、教職員のもつ連携に対する知識・理解・考え方の幅が広がっていることを期待できる。

第二に、学校の連携体制の構築が挙げられる。瀬戸(2022)が示す連携の構築の一つとして、連携起点のキーパーソンの存在が挙げられている¹⁴⁾。国の動きとしては、スクールソーシャルワーカーの活用事業が進んでいる。福岡県内小中学校に配置されたスクールソーシャルワーカーの数について、2014年度は92人であった¹⁵⁾が、令和3年度は180人¹⁶⁾と、7年間で約2倍増加している。また、内田ら(2018)の調査では、養護教諭がコーディネーター的役割を果たすために、職場の雰囲気作りを大切にしていることや、社会資源の活用していることが明らかになっている¹⁷⁾。このように、スクールソーシャルワーカー、コーディネーター的役割を担う養護教諭等の存在によって、学校外機関との連携実施割合が25%より多くなり、仮説 2-1 を棄却されたと捉える。

4) 仮説 2-2 の考察

仮説 2-2 が支持された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、フリースクールに関する情報の届きにくさが挙げられる。先行研究では、教師は援助者に対して、専門職としての役割を明示することや、学校や教師に対して何ができるかを示すことを望んでいる¹⁸⁾。また、連携の展開過程の一つとして「目的の確認と目的の一致」が整理されている¹⁹⁾。それに対して山田(2017)は、教育行政は制度化しているため、教育行政がフリースクールのような機関と連携することには消極的であるという²⁰⁾。実際、フリースクールが保護者や地域住民に認知されていな

い背景に、学校や教育委員会との連携の不足が指摘されている²¹⁾。これらを踏まえると、フリースクールに関する情報が明示されていない、あるいは明示されていても学校には届きにくいいため、連携実施がされないケースがあると考えられる。

第二に、教職員の成長につながる支援の有無が挙げられる。民間施設についてのガイドライン（試案）では、学校、教育委員会と十分な連携・協力関係が保たれていることについて示されている²²⁾。一方で、教育支援センター整備指針（試案）では、在籍校との緊密な連携の他に「指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う」ことが提示されている²⁴⁾。このように、フリースクールは主に児童生徒の支援を行っているが、教育支援センター等は児童生徒だけでなく教職員の成長につながる支援を行っている。不登校に近いものとして、保健室登校の対応について専門的な助言を欲する養護教諭は多い²⁴⁾ことや、養護教諭が学校外機関との連携において連携してよかったこととして「子どもの支援のための指導・助言に役立った」（76.8%）が最も多く挙げられている²⁵⁾。これは、学校外機関が児童生徒の直接的な支援だけでなく、教職員の力にもなる支援を行うことにより、教職員は学校外機関との連携の意義を見出していると言える。

5) 仮説 2-3 の考察

（1）仮説 2-3-1 の考察

仮説 2-3-1 が支持された理由について、フリースクールの地域格差・経済的課題・情報格差が挙げられる。地域格差について、現在、全国に440～470程度のフリースクール等が存在していることがわかっている²⁶⁾が、都市圏に集中し²⁷⁾、地域分布には偏りがある²⁸⁾と言われている。支援の地域格差は、支援自体の周知や行政部署間の情報共有の不十分さなどの制度的・運用的原因によるものと示す研究者（吉住

ら、2019）がいる²⁹⁾ように、地域格差は情報格差も絡む問題であることが分かる。また、藤根らの調査によると、フリースクール側も社会的認知や財政的援助を必要としている現状がある³⁰⁾。そのため、各自治体のフリースクールにおける支援の周知や情報共有、経済的支援の不十分さが支援の格差を生み、自治体によってフリースクール利用のしやすさが異なると言える。

（2）仮説 2-3-2、仮説 2-3-3 の考察

仮説 2-3-2、仮説 2-3-3 が支持された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、教職員の多忙さが挙げられる。多忙な教職員が他の児童生徒や仕事を一旦おいて「フリースクールを訪問」や「教科書の受け渡し」をするためには、空いた時間に学校を出てすぐに学校に戻ることでできる距離にフリースクールがあることが条件と捉えられる。また、学校外の支援機関が少なく、そこから離れた地域にある教職員の来訪には制約が伴うことが懸念されている³¹⁾。実際に、教職員は児童生徒の対応の必要性を認識しながらもその時間が取れない現状にあることを訴えている³²⁾ことから、多忙な教職員にとって直接フリースクールに足を運ぶことは困難となる可能性がある。

第二に、情報共有することによって連携を展開させようと教職員が感じていると考えられる。先行研究では、一般的な連携概念の構成要素として、さらには学校支援体制の要素の一つとしても、情報共有が挙げられている。さらに、新井ら（2015）は情報・考えを意見交換し対話する中で、協働的な援助活動が展開されると示している³³⁾。そのため、情報共有は学校組織の支援体制として不可欠なものであり、連携し援助を展開するための要素であることが分かる。

6) 仮説 3 の考察

仮説 3 が支持された理由として、次の二つの視点から考察する。

第一に、チーム学校の機能の不十分さが挙げられる。学校では、不登校を含む事例について教職員が協議する場として校務分掌上の委員会の活用が行われている³⁴⁾³⁵⁾。その効果として、教職員間での情報共有が明確に行われるようになり、児童生徒の置かれている状況について共通認識を図ることができる³⁵⁾。しかし、委員会の内容を他の委員会等と共有ができず、情報が滞っている場合もあるという³⁴⁾。このように、学校内にある複数の委員会がそれぞれ機能した上で、委員会間の相互の情報共有がされなければ、組織としてのチーム学校が十分に機能しないのである。さらに、山野(2018)は、教職員がスクールソーシャルワーカーを身近であると実感できないと保護者への紹介に至らないことを懸念している³⁶⁾。中には、管理職に相談せずに学年部等から教育支援センター等通級を勧めるケースがみられるという³⁷⁾。つまり、教職員間の関係性によっては、チーム学校が十分に発揮できず、保護者に学校外機関の紹介が手薄になることもある。そのため、本研究において仮説3が支持されたことは、チーム学校の機能が十分に発揮されず、教職員間で学校外機関に対する考えの違いが生じている可能性が考えられる。

第二に、啓発の重要性に対する理解の不十分さが挙げられる。佐藤(2020)の小学校教師が求める援助についての調査では、「啓発的援助」は他項目と比べて必要度が低かった³⁸⁾。その理由として、どのように援助者を活用しているのか分からない可能性や、教職員が啓発活動の援助としての意味を援助者ほど重視していない可能性を佐藤(2020)は示唆している。これは、本研究においても同様のことが考えられる。

7) 仮説 4-1 の考察

仮説 4-1 が棄却された理由として、教職員自身の認識にかかわらず、不登校状態を的確にア

セスメントして不登校児童生徒に必要な学校外機関と連携していることが考えられる。先行研究では、教職員は問題行動や対人関係の在り方、診断といった実際に観察できるものや明確なものに着目して状況を把握し、対応も保護者や学校外機関との連携を視野に入れ、具体的かつ明確な方向性を持って指導や解決へとつなげる方針を持つ傾向があることが明らかにされている(新井ら, 2014; 高嶋ら, 2008; 高嶋ら, 2007)³⁹⁾⁴⁰⁾⁴¹⁾。さらに、藤根(2019)の調査では、組織に対する追求よりも、連携による児童生徒の主体性や権利の尊重を優先させることで連携を発展させている⁴²⁾。そのため、教職員自身の認識にかかわらず、児童生徒の不登校状態の現状に着目して本人の意思を尊重しながら、学校外機関と連携をしていると考えられる。

8) 仮説 4-2 の考察

(1) 仮説 4-2-1 の考察

仮説 4-2-1 が支持された理由として、教職員がフリースクールとどのように連携すればよいかわからないことが考えられる。現在、推進されている福岡県における不登校支援施策「福岡アクション3」は、不登校予防のための具体的な支援内容を提示している⁴³⁾ため、教職員が支援行動に移しやすいと言える。しかし、社会的自立という新しい不登校支援の視点における具体的な支援内容が示されたわけではないため、教職員が社会的自立を目指すことをわかっていても何をすればよいのか分からない状態だと捉えられる。これは、連携に関して「どのように連携すればよいかわからない」という文部科学省の調査結果(2019)⁴⁴⁾と同様のことが言える。また、菊池は、チーム構成員の専門領域の違いから、連携の目標や価値観、ビジョンの共有の困難さが生じると示している⁴⁵⁾。これらのことから、新しい支援視点を持った児童生徒との関わりを考える際にも、連携の困難

さが生じうるため、社会的自立を期待する場合に連携していないことが考えられる。

(2) 仮説 4-2-2 の考察

仮説 4-2-2 について、社会的自立を期待する教職員は、家庭の教育力を支えるために教科書の受け渡しをすると考えられる。家庭は、家庭の養育態度次第で児童生徒の社会的自立の促進に影響が現れると言われている⁵⁾。また、教員における法制度の周知度として、他項目と比べて学習支援事業についての理解度が最も高かった²⁹⁾ことから、教職員が日々の業務である学習については詳しく、社会的自立を期待する中で教職員ができることとして学習支援が真っ先に挙げられることが考えられる。さらに、岸田 (2012) の研究では、「心的支援」「成長促進的支援」は不登校支援に効果があると教職員が捉えていることが明らかになっている⁴⁶⁾。本研究において「心の成長」を期待するということは、フリースクールが不登校支援に効果的であることを教職員は認識していると捉える。そのため、「心の成長」を期待する教職員はフリースクールでの支援を前向きにとらえ、家庭の教育力を支えるために児童生徒の成長を確かめるために訪問という行動に至っていると考えられる。

(3) 仮説 4-2-3 の考察

仮説 4-2-3 が支持された理由として、教職員の児童生徒の成長を学習面において期待していることが考えられる。国の調査において、学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」は、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識されている。また、学力を家においても身につけることが可能であるが、集団や人とのかかわりの体験を通して学べない多くのことを欠落させてしまうことは、将来社会に適応していけなくなるという指摘もある⁴⁷⁾。そのため、フリースクールに対する懸念点を学

校が補い、不登校児童生徒の心の成長を促し意欲を高めるために、学習面において成功体験や達成感を味わってほしいという教師の思いが「教科書の受け渡し」という行動として表れていると捉える。

9) 仮説 4-3 の考察

仮説 4-3 が棄却された理由として、次の二つの視点から考察します。

第一に、スクールソーシャルワーカーによる情報提供が挙げられる。佐藤 (2020) の調査では、教職員が求める援助として「児童・保護者との関係性調整」が多かったことが明らかになっている³⁶⁾。これは、教職員が親子との関係性を築くことが難しい現状にあると捉えられる。そのため、教職員が親子との関係性がうまくできていない場合、情報提供をしても親子が納得するには難しいと言える。そういった中で、スクールソーシャルワーカーは児童生徒とその家庭の意思を尊重しながら多様な支援・資源を活用して他職種連携の調整を行うのであり、フリースクールは支援・資源の一つにしかすぎない。そのため、スクールソーシャルワーカーは教職員の認識にかかわらず、児童生徒本人やその家庭にとって適切な学校外の支援機関に関する情報を提供していると考えられる。

第二に、児童生徒の問題に対する教職員の困り感が挙げられる。厨子 (2012) は、教職員のもつ児童生徒の問題への困り感が、校内検討機能の欠如をもたらし、その結果、児童生徒・保護者対応に関するサポートを必要としていることを明らかにしている⁴⁸⁾。実際に、「家庭との協力が得られない」「親が子どものことを学校に任せっきりである」などの家庭連携の難しさを教職員の悩みとして挙げられている (伊藤, 2003)⁴⁹⁾。このことから、保護者が学校に対して過度の要求をするなどの困り感があると、校内での検討がうまく機能せずに、個別性にあった適切な支援の紹介ができない可能性が考え

られる。

2. 全体的考察

不登校状態の各段階に合った支援が多様に存在することによって、個に合った社会的自立につなぐことを可能とする。不登校児童生徒すべてに支援が行き届くようにするためには、人材の確保や遠隔地にも配置するなどの行政支援が必要になってくる。つまり、教育行政が学校外機関を支えるような連携を進めていくことが不登校支援に有効だと言える。

横井(2016)がフリースクールの課題として示している、行政による研修や情報提供等の後方支援の必要性⁵⁰⁾は、本研究においても見えてきた課題である。山田(2017)は、フリースクールの所在しない自治体においても不登校児童生徒に対して適切な支援が提供されるよう、教育委員会による調整の必要性を示している²⁰⁾。実際、福岡県はフリースクールに対して財政補助を行っており⁵¹⁾、福岡県不登校児童生徒支援リーフレット⁵²⁾や北九州市ホームページ⁵³⁾ではフリースクールに関する情報提供を行っている。しかし、本研究において連携に関する課題が見られたということは、不登校の増加が止まらないこともあり、行政による支援がより一層求められていると言える。

V. 結論

本研究において、学校を含めた教育行政とフリースクールの連携には教育行政側の課題とフリースクール側の課題があることが示唆された。さらに、小中学校とフリースクールの連携を促すためには、教育行政の支援が必要であり、それを実現するためには教育行政へのアプローチを行うことが重要であると示唆された。

今後は、フリースクールにおける学校に対する認識を調査することにより、本研究データを参考にしながら、学校とフリースクールの相互

の認識を把握し、不登校支援における連携の在り方を追求したいと考える。本研究は、今後のそれらの研究の足がかりとして位置づけられるものである。

謝辞

本研究にご協力いただいた福岡県内の小中学校の教職員の皆様、学校長、その他関係者の皆様に深く感謝いたします。

本研究において、利益相反はありません。

文献

- 1) 文部科学省. 令和三年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について. 2022.
https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 2) 文部科学省. 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知). 2019.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/s-eitoshidou/1422155.htm. (2023年1月10日閲覧)
- 3) 佐藤修策, 濱名昭子, 浅川潔司. 不登校の子どもの生活と親・教師の支援—はじめて不登校を引き受けた親・教師への、親の会からのアドバイザー—. 東京: あいり出版. 2014.
- 4) 高橋謙洋. 自主研究 不登校児童生徒の現状と課題についての調査研究. 2017.
https://www.yafo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/05/study_h28-5.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 5) 石川愛美. 子どもの社会的自立についての一考察: 義務教育段階までの範囲において. 道北福祉研究会. 2010: 1; 1-12.
- 6) 田中祐弥. 日本における「フリースクール」概念に関する考察 -意識としての「フリースクール」とその濫用-. 武庫川臨床教育学会 臨床教育学論集. 2016; 8: 23-39.
- 7) 小桐間徳. 学校外教育施設の特徴を踏まえた評価の視点—フリースクール等に関する全国調査の結果を踏まえて—. スクール・コンプライアンス研究. 2016: 4; 46-56.
- 8) 藤根雅之, 橋本あかね. オルタナティブス

- クールの現状と課題 -全国レベルの質問紙調査に基づく分析から-. 大阪大学教育学年報. 2016 ; 21 : 89-100.
- 9) 樋口くみ子. 「教育支援センター(適応指導教室)」の四類型. 青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要. 2013 ; 2 : 50-59.
- 10) 井上烈. フリースクールにおける学習支援ー学習支援ニーズの高まりと居場所づくりー. 教育・社会・文化 : 研究紀要. 2013 ; 13 : 17-32.
- 11) 上毛新聞「官民垣根越え不登校支援へ」
2022年3月2日
- 12) 毎日新聞「30 中学に校内フリースクール」
2022年1月6日
- 13) 福岡県教育委員会. 福岡県教育委員会広報誌令和2年4・5月号. 2020 ; 660 : 22.
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/leaflet/569347_60665180_misc.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 14) 瀬戸麗. 外国にルーツをもつ子どもの学習保障にむけた学校と地域組織の連携ー権力関係を前提としない連携の構築に着目してー. 社会教育学研究. 2022 ; 58 : 11-20.
- 15) 西日本新聞「スクールソーシャルワーカー足りない 九州7県、配置進まず」2015年12月2日.
- 16) 福岡県. 福岡県内のスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスーパーバイザー(SV)配置状況(令和3年度). 2021.
https://www.fassw-2012.jp/images/20210829_02.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 17) 内田清香, 海老澤紫, 片山美千恵 他. 養護教諭がコーディネーターとしての役割を果たすために必要な要素の構造化ー心身の健康問題を持つ子どもへの支援におけるインタビュー分析から(第2報)ー. 茨城大学教育実践研究 . 2018 ; 37 : 243-255.
- 18) 百瀬亜希, 加瀬進. 教育と福祉・心理専門職の連携に関する研究ー双方の立場から見えてくる連携上の課題を中心にー. 東京学芸大学紀要総合教育科学系. 2016 ; 67(2) : 21-28.
- 19) 吉池毅志, 栄セツコ. 保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理ー精神保健福祉実践における「連携」に着目してー. 桃山学院大学総合研究所紀要. 2009 ; 34(3) : 109-122.
- 20) 山田銀河. 不登校支援における連携ネットワークとアクター間の関係ー神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」の事例からー. 東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢 2017 ; 37 : 145-162.
- 21) 文部科学省. 不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実ー個々の児童生徒の状況に応じた環境づくりー. 2017.
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1382195_1.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 22) 文部科学省. 民間施設についてのガイドライン(試案). 2019.
https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 23) 文部科学省. 教育支援センター整備指針(試案). 2019.
https://www.mext.go.jp/content/1422155_005.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 24) 伊藤美奈子. 保健室登校の実態把握ならびに養護教諭の悩みと意識ースクールカウンセラーとの協働に注目してー. 教育心理学研究. 2003 ; 51 : 251-260.
- 25) 佐藤美幸, 中村恵子, 塚原加寿子 他. 子どもの心の健康問題における学校と外部機関との連携に関する研究. 新潟青陵学会誌. 2013 ; 6(1) : 71-78.
- 26) 後藤武俊. 教育における公共性の再検討ー学校外教育の公共性に関する考察ー困難を抱える子ども・若者への包括的支援の観点からー. 日本教育行政学会年報. 2019 ; 45 : 41-57.
- 27) 梶原豪人, 熊井将太. 多様な学びに残された課題ーフリースクール・教育支援センター(適応指導教室)・夜間中学の分析からー. 山口大学教育学部研究論叢. 2018 ; 67 : 19-28.
- 28) 文部科学省. 小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査. 2015.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ty

- ousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 29) 吉住隆弘, 川口洋誉, 鈴木晶子. 子どもの貧困と地域の連携・協働ー〈学校とのつながり〉から考える支援ー. 東京: 明石書店. 2019.
- 30) 藤根雅之, 橋本あかね. オルタナティブスクールの現状と課題ー全国レベルの質問紙調査に基づく分析からー. 大阪大学教育学年報. 2016; 21: 89-100.
- 31) 関山徹. 鹿児島県における適応指導教室(教育支援センター)の実態と課題. 鹿児島大学教育学部研究紀要. 2018; 69: 213-225.
- 32) 栗木美代子, 馬場幸子, 古屋龍太. スクールソーシャルワーカーによる「チーム体制の構築・支援」ー教育相談委員会の役割と協働に焦点を当ててー. 学校ソーシャルワーク研究. 2020; 15: 78-89.
- 33) 新井雅, 庄司一子. 心理専門職と教師によるアセスメントの共有方略に関する探索的検ー協働的援助への示唆ー. 筑波大学発達臨床心理学研究. 2015; 26: 17-25.
- 34) 栗木美代子, 馬場幸子, 古屋龍太. スクールソーシャルワーカーによる「チーム体制の構築・支援」ー教育相談委員会の役割と協働に焦点を当ててー. 学校ソーシャルワーク研究. 2020; 15: 78-89.97)
- 35) 池田敏. 不登校予防に受けた校内協働における学校ソーシャルワーク実践ーストレングスの視点を活用した学校ソーシャルワーク・コンサルテーションー. 学校ソーシャルワーク研究. 2016; 11: 41-53.
- 36) 矢野則子. 学校プラットフォーム. 東京: 有斐閣. 2018.
- 37) 小野昌彦. 当事者の生の声から学ぶ教師と保護者の協働による不登校支援. 東京: 東洋館出版社. 2018: 85-88.
- 38) 佐藤広崇. 小学校教師が求める援助と援助者への役割期待および援助欲求との関連ースクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, 特別支援教育コーディネーターに焦点を当ててー. 学校メンタルヘルス. 2020; 23(1): 34-44.
- 39) 新井雅, 庄司一子. 臨床心理士、教師、養護教諭によるアセスメントの特徴の比較に関する研究. 心理臨床学研究. 2014; 32(2): 215-226.
- 40) 高嶋雄介, 須藤春佳, 高木綾 他. 学校現場における事例の見方や関わり方にあらわれる専門的特徴ー教師と心理臨床家の連携に向けてー. 心理臨床学研究. 2008; 26(2): 204-217.
- 41) 高嶋雄介, 須藤春佳, 高木綾 他. 学校現場における教師と心理臨床家の「視点」に関する研究. 心理臨床学研究. 2007; 25(4): 419-430.
- 42) 根雅之. オルタナティブスクールの連携技法ー傘となる集合行為フレームの創発過程ー. 教育社会学研究. 2019; 104: 237-257.
- 43) 福岡県教育委員会. 福岡アクション3. 2022.
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/affiche/618390_61125885_misc.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 44) 文部科学省. 民間の団体・施設との連携等に関する実態調査. 2019.
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/20/1416689_001.pdf. (2023年1月10日閲覧)
- 45) 菊池和則. 他職種チームの構造と機能ー他職種チーム研究の基本的枠組みー. 社会福祉学. 2000; 41(1): 13-25.
- 46) 岸田幸弘. 不登校のきっかけと教師による支援. 学苑(昭和女子大学). 2012: 857; 34-45.
- 47) 高垣忠一郎, 春日井敏之. 不登校支援ネットワーク. 東京: かもがわ出版. 2004.
- 48) 厨子健一. 教師が子ども・保護者対応に関するサポートを求める要因ー校内検討機能の欠如に関する媒介効果ー. 学校ソーシャルワーク研究. 2012; 7: 2-13.
- 49) 伊藤美奈子. 保健室登校の実態把握ならびに養護教諭の悩みと意識ースクールカウンセラーとの協働に注目してー. 教育心理学研究. 2003: 51; 251-260.
- 50) 横井葉子. スクールソーシャルワーカーの視点でとらえたフリースクール. 教育と医学. 2016; 64(7): 584-589.
- 51) 西日本新聞「フリースクール支援に差 九州7県、財政補助は福岡のみ」2018年2月1日

52) 福岡県教育委員会. 福岡県不登校児童生徒支援リーフレットー多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指してー. 2022.

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/leaflet/617229_61127538_misc.pdf. (2023年1月10日閲覧)

53) 北九州市. フリースクールについての情報提供 学校とフリースクールによる子どもたちへの支援のために. 2022.

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/032_00004.html (2023年1月10日閲覧)

[受理：2024年3月31日]

都道府県発行の学校性教育に関する手引きの研究

—分析視点の開発—

Study on prefectural guidances for school sex /sexuality education

—Development for analytical modules—

内山 絢佳¹⁾

1) 横浜市立大学附属市民総合医療センター

I. 緒言

日本の性教育の実施の中心は学校であり、学校での性教育に影響していると考えられるのは学習指導要領等の国が示す資料に加えて各都道府県や政令指定都市で発行されている性教育手引きである。

これらの発行状況や各自治体の性教育手引きの内容や工夫点について研究することは、今後の学校における性教育の内容や教育方法を検討する上での一助となるのではないかと考えた。

そこで、本研究では、学習指導要領や学習指導要領解説、教科書を用いて性教育手引きを分析する指標として分析視点の開発を行った。

II. 目的・意義

本研究の目的は「学習指導要領、学習指導要領解説、教科書等から分析視点（大枠、構成要素、細目）を開発する」である。

本研究の意義は「都道府県、政令指定都市の性教育手引きの記載内容や教育方法の工夫点を明らかにするための視点を導くことができる」である。各自治体の性教育の根幹である学習指導要領、学習指導要領解説等を用いた視点を開発することは同一の基準に基づいて各自治体の性教育手引き等の記載内容や工夫を抽出するに当たり必要不可欠である。またこれにより、今後の各自治体や学校での性教育の方法の検討に寄与できると考える。

III-1. 方法

本研究では、文部科学省等の性教育に関する資料を用いて分析視点を開発し、その視点に基づいて都道府県等の性教育手引きを分析する。そうすることで、各自治体独自の性教育の工夫点を明らかにし、共有できると考える。

また、信頼性と妥当性の確保のために、公的な指標のみを分析の対象とした。さらに、指導者とともに複数人で分析を進めた。

本研究の倫理的配慮として、福岡県立大学研究倫理委員会の承認を受け、研究を実施した。（承認番号 2022-10）

本研究に利益相反はない。

III-2. 研究対象

本研究の研究対象は、平成 29・30・31 年改訂の学習指導要領^{1) 2)}、平成 29・30・31 年改訂の学習指導要領解説^{3) 4)}、教科書⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾、文部科学省の性教育に関する資料¹⁶⁾¹⁷⁾、各都道府県等の性教育の手引き¹⁸⁾¹⁹⁾である。

III-3. 研究対象の収集方法

本研究で使用する文献の収集方法は、平成 29・30、31 年改訂の学習指導要領、学習指導要領解説は文部科学省ホームページよりダウンロードし閲覧する。教科書は教育事務所で閲覧する。文部科学省等の性教育に関する資料は、文部科学省等該当のホームページより、ダウン

ロードし閲覧する。各都道府県の性教育手引きは、各都道府県のホームページ上に公開されているものをダウンロードし閲覧する。

III-4. 分析方法

本研究では、研究対象とした学習指導要領等を用いて分析視点（大枠、構成要素、細目）を開発する。

IV. 結果・考察

本研究の結果として開発した分析視点について述べる。

IV-1 分析視点（大枠、構成要素、細目）の開発

分析視点を開発するに当たり、分析視点は3層構造で作成し、分かりやすくするために大枠、構成要素、細目とした。これらはそれぞれ、大枠は分析視点の3本柱、構成要素は大枠を構成するために必要な項目、細目は構成要素の具体的な内容のことを指す。分析視点の開発手順は、以下の3点で実施した。

- A) 学習指導要領、学習指導要領解説、教科書等、他の資料を確認する
- B) 性教育に関する専門書を確認する
- C) 専門家の意見を聞く

分析視点の開発に用いた文献は、大枠、構成要素、細目それぞれ異なっている。大枠の開発に使用した文献は、学習指導要領¹⁾²⁾と学習指導要領解説³⁾⁴⁾である。構成要素の開発に使用した文献は、学習指導要領、学習指導要領解説、教科書⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾、成育医療協議会資料¹⁶⁾、中学校保健参考資料¹⁷⁾、文献²¹⁾、数値データである。細目の開発に使用した文献は、学習指導要領、学習指導要領解説、教科書、成育医療協議会資料、中学校保健参考資料、文献、数値データである。

また分析視点の開発時には研究者が原案を

作成しそれを基に、福岡県立大学在籍の専門家2名から大枠、構成要素、細目の内容や文言に対して意見を聞いた。

分析視点の開発として最初に大枠の開発について述べる。大枠は義務教育に当たる小学校と中学校の学習指導要領、学習指導要領解説を基に開発した。

まず、小学校学習指導要領に「体の発育・発達については、年齢に伴う変化及び個人差、思春期の体の変化などについて課題を見付け、それらの解決を目指して基礎的な知識を習得したり、解決の方法を考え、それを表現したりできるようにすることがねらいである」¹⁾といった授業内容に関する文言がある。中学校学習指導要領には「心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること」²⁾といった授業内容に関する文言がある。ここからこの文言の示すものとして「授業内容に関する視点」を開発した。

次に小学校学習指導要領には、「学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。」³⁾という文言がある。さらに中学校学習指導要領解説では「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切」³⁾とあり、性教育を実施する上での留意点が示されていた。このことから「実践規定に関する視点」を開発した。本研究における「実践規定」とは、性教育実施にあたっての留意点を指す。

最後に、学習指導要領には各教科、単元ごとに目標が示されている。例を挙げると小学校の理科の目標に「生命の連続性、流れる水の働き、

気象現象の規則性についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする」¹⁾がある。さらに中学校学習指導要領解説に「指導と評価の時期等の効果的な配置について十分に検討することが大切である」⁴⁾という文言がある。このことから「教育方法に関する視点」を開発した。

これらのことより、性教育の手引きを分析する視点として大枠1「授業内容に関する視点」、大枠2「実践規定に関する視点」、大枠3「教育方法に関する視点」が開発できた。

次に分析視点の大枠3つそれぞれに学習指導要領、学習指導要領解説、教科書、成育医療協議会資料、中学保健参考資料、松浦²¹⁾の文献、健やか親子21や犯罪統計等の数値データを用いて構成要素と細目を導いた。

まず分析視点の大枠1、授業内容に関する視点の構成要素を導いた(表1)。

表1より大枠1の構成要素は以下の通りとなる。

1-1 学習指導要領

1-1-1 学習指導要領(学年等)に示されている内容

1-1-2 教科書の性に関する内容の頁数

1-2 性の多様性

1-3 性被害・性暴力

1-4 その他の重点課題

大枠1の構成要素は大項目が1-1から1-4までの4項目、中項目が1-1-1と1-1-2の2項目の6項目となった。1-1学習指導要領は学年ごとに指導内容が示されていることやそれに伴い教科書が作成されていることから1-1-1、1-1-2の中項目に分けて導いた。1-2、1-3は学習指導要領に記載はないものの教科書には記述があることから、学校での教育に含まれると考え構成要素として導いた。1-4は各自自治体の性教育手引きを対象とする中で、自治体によって重点課題やそれに伴う指導内容が異なっている可能性があることから構成要素として導いた。

また分析視点の大枠1の細目は13個である。

1-1は学習指導要領、教科書の内容をもとに、①身体的発達・変化、②心理的発達・変化、③社会的発達・変化、④受精、⑤妊娠、⑥出産、⑦意図しない妊娠の7つの細目を導いた。

1-2は教科書の内容から、①性の多様性を細目として導いた。

1-3も教科書の内容から、①性被害、②性暴力を細目として導いた。

1-4は数値データ等をもとに①各自自治体独自の指導内容、②人工妊娠中絶、③性感染症の3つを導いた。

次に分析視点の大枠2、「実践規定に関する視点」の構成要素と細目を導いた(表2)。

表1. 分析視点の大枠1まとめ

分析視点	構成要素		細目
1, 授業内容に関する視点	1-1 学習指導要領	1-1-1 学習指導要領(学年等) に示されている内容	① 身体的発達・変化 ② 心理的発達・変化 ③ 社会的発達・変化 ④ 受精 ⑤ 妊娠 ⑥ 出産 ⑦ 意図しない妊娠
		1-1-2 教科書の性に関する内容 の頁数	
	1-2 性の多様性		① 性の多様性
	1-3 性被害・性暴力		① 性被害 ② 性暴力
	1-4 その他の重点課題		① 各自自治体独自の指導内容 ② 人工妊娠中絶 ③ 性感染症

構成要素は2-1と2-2、それに付随する2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4を導いた。

2-1 文部科学省の実践規定

2-2 各都道府県独自の実践規定

2-2-1 特別支援教育における留意点

2-2-2 外部講師の活用の際しての留意点

2-2-3 学年に応じた留意点

2-2-4 その他の留意点

分析視点の大枠2は、構成要素として2-1、2-2の2つの大項目と、2-2の中項目として2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4を導いた。2-1は文部科学省が中学校保健参考資料で4つの留意点を掲げている¹⁷⁾ことからその内容をもとに、

2-2は文部科学省の実践規定に基づき各自治体の実践規定として2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4を設けていると考え中項目を導いた。

また、それぞれの構成要素に4つもしくは7つの細目を導くことができた。分析視点大枠2の細目は学習指導要領、学習指導要領解説、中学校保健参考資料をもとに導いた。

2-1は文部科学省の実践規定¹⁷⁾をもとに①学年（発達段階）と内容の妥当性、②学校共通での教員の指導内容理解、③家庭との連携、④地域・民間団体等との連携の4つを導いた。

2-2は各自治体の性教育手引きに影響すると考えられる学習指導要領等の内容をもとに

表2. 分析視点の大枠2まとめ

分析視点	構成要素		細目
2, 実践規定に関する視点	2-1 文部科学省の実践規定		① 学年（発達段階）と内容の妥当性 ② 学校共通での教員の指導内容理解 ③ 家庭との連携 ④ 地域・民間団体等との連携
	2-2 各都道府県独自の実践規定	2-2-1 特別支援教育における留意点 2-2-2 外部講師の活用の際しての留意点 2-2-3 学年に応じた留意点 2-2-4 その他の留意点	① 特別支援学校での性教育の内容と指導方法 ② 外部講師の活用（有無、頻度、内容、職種） ③ 集団指導と個別指導の使い分け ④ 学年ごとの指導内容 ⑤ 教科を横断した指導 ⑥ 指導者（教員）はだれか ⑦ 各自治体の法令との関連

表3. 分析視点の大枠3まとめ

分析視点	構成要素		細目
3, 教育方法（目標・評価等）に関する視点	3-1 目標・評価の導入	3-1-1 目的設定の有無、目的の種類	① 教育の方法 ② 教育の目標 ③ 教育の目的
		3-1-2 「知識理解」の目標・評価	④ 知識理解に関する目的・評価 ⑤ 態度変容に関する目的・評価
		3-1-3 「態度変容」の目標・評価	⑥ 教育の評価基準 ⑦ 教育の評価方法
		3-1-4 評価時点・回数	⑧ 評価のタイミング・頻度
	3-2 授業対象（集団、小集団、個別）		① 授業の対象（集団指導、個別指導、人数）
	3-3 外部講師の活用		① 外部講師活用状況（活用の有無、活用頻度） ② 外部講師の所属（業種）
3-4 教科等横断的単元		① 教科での取り扱い方法 ② 教科間の横断状況	
3-5 個別指導と集団指導の連携方法		① 集団指導と個別指導の連携状況（方法、内容、教育実施者）	
3-6 発達段階モデルの提示		① 発達段階モデルの提示の有無 ② 発達段階に関連した教育	

①特別支援学校での性教育の内容と指導方法、②外部講師の活用(有無、頻度、内容、職種)、③集団指導と個別指導の使い分け、④学年ごとの指導内容、⑤教科を横断した指導、⑥指導者(教員)はだれか、⑦各自治体の法令との関連の7つを導いた。

最後に分析視点の大枠3、「教育方法(目標・評価等)に関する視点」の構成要素と細目を導いた(表3)。

構成要素は3-1から3-6までの大項目6つと3-1に付随する4つの中項目3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4を導いた。

3-1 目標・評価の導入

3-1-1 目的設定の有無、目的の種類

3-1-2 「知識理解」の目標・評価

3-1-3 「態度変容」の目標・評価

3-1-4 評価時点・回数

3-2 授業対象(集団、小集団、個別)

3-3 外部講師の活用

3-4 教科等横断的単元

3-5 個別指導と集団指導の連携方法

3-6 発達段階モデルの提示

また、それぞれの構成要素の細目は1つから8つ導くことができた。

3-1の細目は、①教育の方法、②教育の目標、③教育の目的、④知識理解に関する目的・評価、⑤態度変容に関する目的・評価、⑥教育の評価基準、⑦教育の評価方法、⑧評価のタイミング・頻度の8つを導くことができた。

3-2の細目は、①授業の対象(集団指導、個別指導、人数)を導いた。

3-3の細目は、①外部講師活用状況(活用の有無、活用頻度)、②外部講師の所属(業種)を導いた。

3-4の細目は、①教科での取り扱い方法、②教科間の横断状況を導いた。

3-5の細目は、①集団指導と個別指導の連携状況(方法、内容、教育実施者)を導いた。

3-6の細目は、①発達段階モデルの提示の有無、②発達段階に関連した教育の2つを導いた。

学習指導要領にて目標に記載はあるが、評価の記載はない。しかし、成育医療協議会資料にて目標や評価の必要性が述べられている³⁸⁾ことから3-1、それに付随する3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4を導いた。また、学習指導要領をもとに教育方法に関する内容を3-2、3-3、3-4、3-5、3-6として構成要素、細目を導いた。

IV. 結語

本研究では、学習指導要領や学習指導要領解説、教科書等を用いて分析視点の開発を行った。分析視点は大枠、構成要素、細目の3層構造で開発した。大枠は3つであり、大枠1「授業内容に関する視点」、大枠2「実践規定に関する視点」、大枠3「教育方法に関する視点」が開発できた。構成要素はそれぞれの大枠に大項目、中項目を4項目から6項目開発した。細目は構成要素ごとに1項目から8項目開発した。

これらを基に、各都道府県や政令指定都市の性教育手引きを分析することを本研究の次の段階とする。

文献

- 1) 文部科学省. 小学校学習指導要領. 平成29年告示 . https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf (2022年9月5日閲覧)
- 2) 文部科学省. 中学校学習指導要領. 平成29年告示 . https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf (2022年9月5日閲覧)
- 3) 文部科学省. 小学校学習指導要領解説. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm (2022年9月5日閲覧)
- 4) 文部科学省. 中学校学習指導要領解説. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm (2022年9月5日閲覧)

- 覧)
- 5) 光文書院.小学ほけん 3・4 年.2022.23-33
 - 6) 大日本図書.たのしい理科 5 年.2023.24-55,70-83,158-171
 - 7) 日本文教出版.小学道徳生きる力 5 年 .2023.8-11,40-43,46-53,54-57,110-113,164-171,176-179
 - 8) 日本文教出版.小学道徳生きる力 6 年 .2023.8-11,22-27,32-35,40-43,68-71,100-103,130-135,174-177
 - 9) 東京書籍.探求する新しい科学 3.2023.74-129
 - 10) 開隆堂.技術・家庭 家庭分野.2021,10-59
 - 11) 開隆堂.技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生. 2023.12-67
 - 12) 株式会社学研教育みらい.中学保健体育.2023.42-69,156-159
 - 13) 日本文教出版.中学道徳明日を生きる ①.2023.44-49,50-55,82-85,110-113,142-147,154-159
 - 14) 日本文教出版.中学道徳明日を生きる ②.2023.40-45,92-97,102-105,160-167,174-179,186-191
 - 15) 日本文教出版.中学道徳明日を生きる ③.2023.6-9,44-47,48-55,48-55,92-92,114-117,118-121,162-169,180-183
 - 16) 厚生労働省.第 8 回成育医療等協議会の資料 に つ い て .
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26364.html (2022 年 9 月 11 日閲覧)
 - 17) 文部科学省.令和 2 年 3 月「生きる力」を育む 中学 保 健 教 育 の 手 引 .
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2020/20200317-mxt_kensyoku-01.pdf (2022 年 7 月 23 日閲覧)
 - 18) やまぐち総合教育支援センター.特別支援学校における性教育 .
<https://www.ysn21.jp/furecen/q-a/08-05seikyoiku.pdf> (2022 年 9 月 11 日閲覧)
 - 19) 東京都 . 性 教 育 の 手 引 .<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/03/28/22.html> (2023 年 5 月 1 日閲覧)
 - 20) 公立大学法人福岡県立大学.学部授業科目概要 (シラバス) .<https://www.fukuoka->

- pu.ac.jp/aca-gra/outline.html (2022.9.3 閲覧)
- 21) 松浦賢長.学校における生命と性の教育.「生命と性」の教育(近藤洋子編著).玉川大学出版部.2021:203-226

[受理：2024 年 3 月 31 日]

A Perspective on the Declining Birthrate in Japan

Tomoko SHIN¹⁾, Kencho MATSUUR¹⁾

1) Faculty of Nursing, Fukuoka prefectural university

Introduction

Japan is currently facing an unprecedented the declining birthrate. It has accelerated by COVID-19 Pandemic. Japan's prime minister Kishida Fumio proposed the "New Dimension" Measure on March 17, 2023, about the prolonged low fertility rate, "The years before the 2030s, when the younger population will sharply decrease, offer the last chance for Japan to reverse it's the declining birthrate, promote measures to combat the declining birthrate of different dimensions, with the understanding and cooperation of every citizen of all generations¹⁾". In April, the Children and Families Agency was established as an external organ of the Cabinet Office, and all effort based on Act for Measures to Support the Development of the Next Generation by Ministry of Health, Labour and Welfare were transferred to the Children and Families Agency. The declining birthrate is also a matter for midwives, who mainly care for mothers and children in the perinatal period. Therefore, I would like to consider once again the declining birthrate in Japan.

1. Number of births in Japan

The number of births in Japan is decreasing. The total number of births in 2022 was 770,747, a decrease of 40,875 from the previous year, and the birth rate (per 1,000 population) was 6.3, down from 6.6 in the previous year. Total

Fertility Rate (TFR) — the average number of children that a woman is estimated to give birth to in her lifetime which the sum of the age-specific fertility rates for women aged 15-49. TFR in Japan has always been low compared to other countries. Although TFR bottomed out at 1.26 in 2005 and began to increase but dropped to 1.26 again in 2022. The government hopes to reverse this trend in the six to seven years, because Japan's young population is expected to decline rapidly at twice the current rate, and the birthrate is expected to decline at an unstoppable rate in the 2030s²⁾.

2. Coincidence between the birthrate decline and the institutionalization of childbirth

The number of births has been declining after 2 baby booms in Japan. In Japan, first baby boom occurred between 1947 and 1949 after World War II. The people born during the second baby boom are often called "baby boom juniors" because their parents are the first baby boomers³⁾. The Japanese Government get a sense of crisis the declining birth rate first time was in 1989 '1.57 shock'. The fact that TFR in 1989 was lower than the TFR of 1.58 in 1966 impact public opinion as the '1.57 shock' and triggered measures to combat the declining birth rate (Figure.1). The number of births in 1906 and 1966 have considered to be abnormal results due to the superstition of the Chinese zodiac, known as "Hinoe-Uma (the Fiery

Horse)” in Japan. They believed superstition that women born in the year of Hinoe-Uma are considered unlucky and to have poor relations with men and avoided having children during the Fire Horse year. (In Japan, the Chinese zodiac system has been hold a special place in cultural traditions and beliefs. “Hinoe-Uma (the Fiery Horse)” occurs every 60 years. The last was in 1966 and the next will be in 2026. (Figure.1)

This period was also medicalization of childbirth in Japan. After the war, the number of home deliveries declined dramatically, and by the time of the second baby boom, most people were born in birthing facilities (Figure.2). It can be said that the decline in fertility began when institutional deliveries became the predominant method of delivery.

3. The history of Measures against the declining birthrate

The Cabinet Office noted in its white paper on the National Lifestyle Fiscal Year 1992, under the subtitle “The Coming of a Society with Low Fertility, Its Impact and Responses”, pointed out the factors of declining birth that the number of children given birth by married women was declining and the trend toward delayed marriage and unmarried was increasing. “ The Child Care Leave Law"-Act on the Welfare of Workers Who Take Care of Children or Other Family Members Including Child Care and Family Care Leave- is established in 1992, based on conclusions that these factors included the growing burden of childcare costs, the difficulty of balancing work and childcare as women enter the workplace, the workplace and

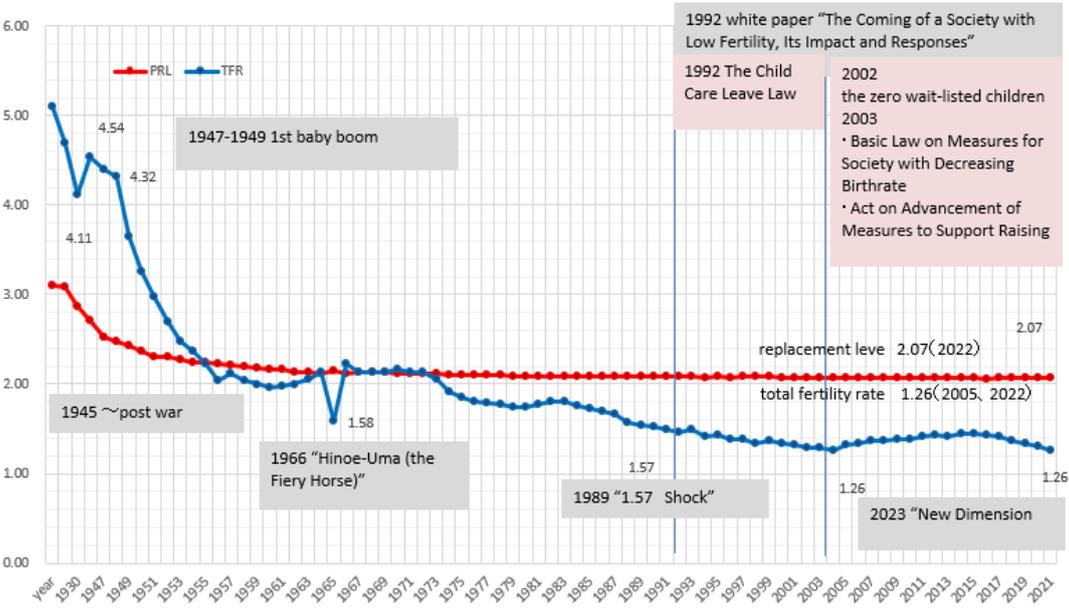


Figure1. Japan's total fertility rate and history of fertility reduction measures

sources: National Institute of Population and Social Security Research
'Population Statistics of Japan 2021, MHLW, 'Population Survey Report ' 2022

poor housing conditions (e.g. smaller house, higher rent). In 2001, The Act of Work and Childcare (the zero wait-listed children) was launched. In 2003, two laws, “Basic Law on Measures for Society with Decreasing Birthrate” and “Act on Advancement of Measures to Support Raising Next-Generation Children”, were enacted simultaneously, and various measures have been taken against for the declining birthrate (Figure.2). However, Japan’s measures to combat the declining birthrate, which have been taken for 30 years since 1992, have failed to reverse the declining birthrate results in 2023.

4. Unemployed measures for unmarried people
 Measures to combat the declining birthrate have only focused on providing support for people with children to "balance work and childcare". However, sociologist professor

Yamada ⁴⁾ pointed out, "this de facto failure was they have not to conduct research, analyze and make policy recommendations that are close to the hearts and minds of the unmarried." One of the 'practices and value attitudes characteristic of the Japanese' tends to think that baby is better to be born from married couple. Approximately 98% of children born in Japan are legitimate⁶⁾ and the increase in the age of marriage and the lifetime unmarried rate is thought to have a certain impact on the number of births.

Currently, the number of marriages in Japan is also declining. After covid-19 pandemic, the Government had expected the number of marriages was increased but showed nationwide decline of 11.9% in preliminary figures of September 2023, indicating that the birthrate might dropped faster in the future⁷⁾ . The number of never-married people (aged 18-

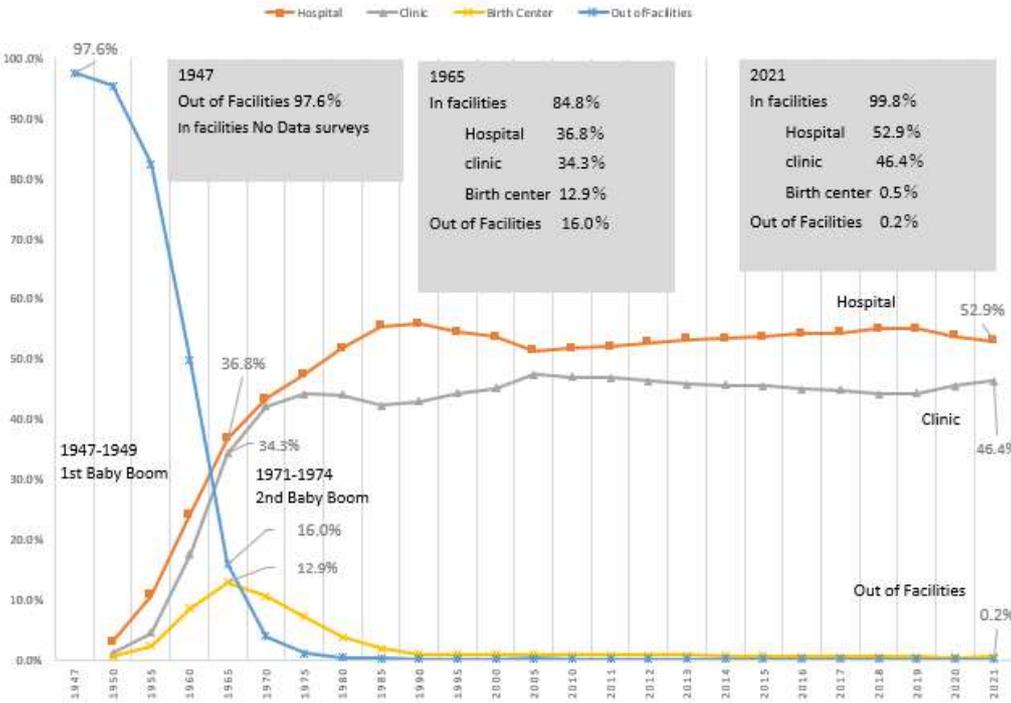


Figure2. Post-war Japan Place of birth in Japan
 -Transfer from Home Birth to Hospital-
 sources: MHLW 'Outline of Vital Statistics in Japan 2021'

34) , who say they have no intention to get married for life, have continued to rise since 2000 (Figure.3), with 17.3% of men and 14.6% of women in the 16th Basic Birth Trends Survey (June 2021) ⁸⁾ . The lifetime never-married rate (the proportion of people who are unmarried at age 50) is 27.1% for men and 18.4% for women in 2020. The data for 2022 show that one in two or three people born around 1970 will be unmarried, and this is expected to increase in the future ⁹⁾ .

Conclusions

Younger generations are anxious about their economic future due to high childbirth and childcare costs and the poor housing conditions. Furthermore, younger unmarried women are anxious about childbirth itself. This fact also implies requirements for an entirely different approach to measures for unmarried people. The ability to tolerate pain varies greatly among people. They may be thinking about giving birth is not worth much to endure the pain for

them. Recently, the rate of painless deliveries has been increasing and 10.96% of all vaginal deliveries were painless in a 2020 survey of medical facilities¹⁰⁾ . It inferred fewer women thinking that the pain of childbirth to be endured. Compared with other countries, Japanese young people are much less likely¹¹⁾ to challenge that they are not sure will work out. In JAPAN, 99% of births in hospitals and clinics, there are few opportunities for unmarried women to witness deliveries (Figure.2), the fear and anxiety of women who have grown up without the opportunity to see pregnancy and childbirth close at hand due to the declining birth rate is immeasurable.

Measures for declining fertility in Japan have lumped childbirth and childcare together and not addressed issues from the perspective of women such as 'anxiety and fear of pregnancy and childbirth' and 'pain during childbirth'. Hereafter, it will be necessary to incorporate changes in values of them in measures against the declining birth rate.

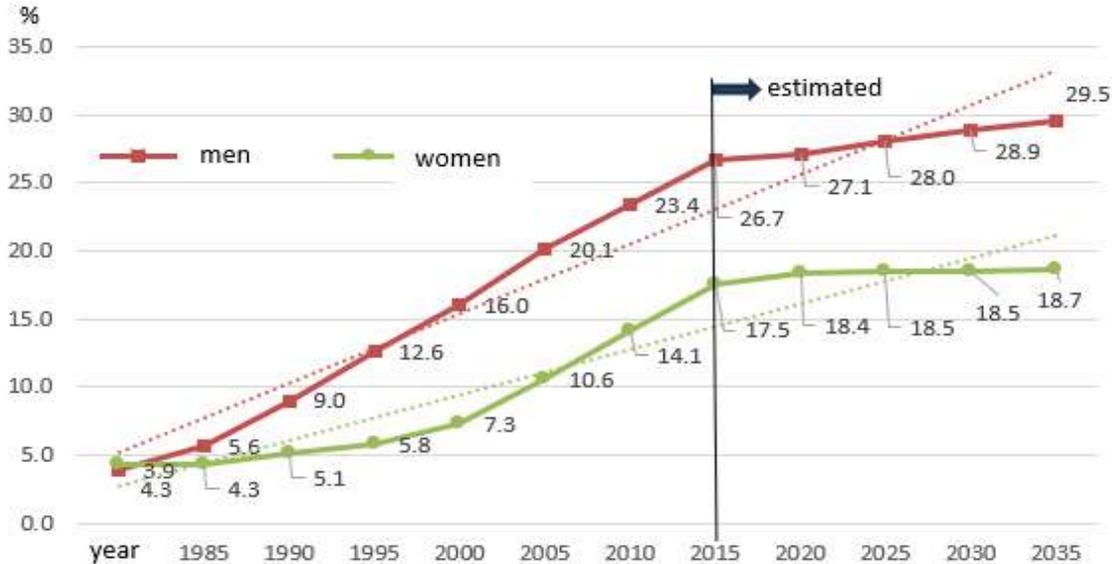


Figure3. Percentage of unmarried people at age 50 in Japan

Source: “Estimates of the Future Number of Households in Japan (National Estimates)” (2018), The National Institute of Population and Social Security Research (IPSS), “2015 Population Census”

References

- 1) Social Image and Basic Philosophy Aimed for by the Policy on Children and Child Rearing | Prime Minister's Official Website (kantei.go.jp), "Policy on the Strategy for Children's Future: Towards the Formulation of the 'Strategy for Children's Future' for the Realisation of Measures to Cope with Declining Birthrates in Different Dimensions," 13 June 2023, kakugikettei_20230613.pdf (cas.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 2) Ministry of Health, Labour and Welfare, "Summary of Vital Statistics in 2021," Vital Statistics Special Report, 01.pdf (mhlw.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 3) Economic Planning Agency, White Paper on Measures for a Society with a Declining Birthrate in FY2022, 1992 White Paper on National Life in Japan: The Coming of a Society with a Declining Birthrate, Its Impact and Responses, On the Release of the 1992 White Paper on National Life (ndl.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 4) Ministry of Finance, Financial Policy Research Institute, Masahiro Yamada, Study Group on Demographic and Economic Social Changes, First Report "Why the Measures to Cope with the Declining Birthrate Failed in Japan", jinkou202010.pdf (mof.go.jp), accessed 1 Dec 2023
- 5) Office for Gender Equality, Column 2 (Figure 2) Trends in the proportion of children born out of wedlock | Gender Equality Bureau, Cabinet Office (gender.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 6) Nishi-Nippon Shimbun, 'Marriage: Decrease even if society moves', 30 July 2023.
- 7) National Institute of Population and Social Security Research, 'The 16th Basic Survey on Fertility Trends 2021 Basic Survey on Social Security and Population Issues (National Survey on Marriage and Childbirth)', JNFS16_ReportALL.pdf (ipss.go.jp), accessed 1 Dec 2023
- 8) Chart 1.1-2 Trends in the proportion of unmarried people at age 50
- 9) Gender Equality Bureau, White Paper on Gender Equality 2022, Section 2: The Situation Surrounding Marriage and the Family | Gender Equality Bureau, Cabinet Office (gender.go.jp), accessed 1 Dec 2023
- 10) Ministry of Health, Labour and Welfare, "2020 Survey of Medical Facilities (Static and Dynamic) (Fixed Number) and Summary of Hospital Reports", 03 main text (number of facilities) (mhlw.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 11) Cabinet Office, Survey on the Attitudes and Lives of Children and Young People, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001203621&cycle=0> accessed 1 Dec 2023
- 12) Cabinet Office, Progress in Fertility Reduction Measures (ndl.go.jp), accessed 1 Dec 2023
- 13) National Institute of Population and Social Security Research, "Population Statistics Data Book 2021", National Institute of Population and Social Security Research (ipss.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 14) Ministry of Health, Labour and Welfare, "Summary of Vital Statistics (2022)," Ministry of Health, Labour and Welfare (mhlw.go.jp), accessed 1 Dec 2023.
- 15) Statistics Agency, 100 Years of the Population Census, Part III (stat.go.jp), accessed 1 Dec 2023.

[Accept 2024.3.1]

第 20 回九州思春期研究会記念研究大会の講演報告

『スマホ失明』と失明の「不確実性」

講師：川本 晃司先生（かわもと眼科院長/眼科医）

梶原 由紀子¹⁾

1) 福岡県立大学 看護学部

I. はじめに

単純比較は難しいことを文部科学省も示している¹⁾が、子どもたちの視力が低下していることを客観的に見ていくための数値として軽視してはならない数値と考える。また、文部科学省（2022）は、2021 年度に児童生徒の近視実態調査を実施しており、その結果を公表している²⁾。調査は、全国 26 校の小中学生約 7,400 人を対象に 4～12 月に実施され、その調査結果についても学年が上がるにつれて裸眼視力 1.0 未満の割合が増加していることが明らかとなっている。さらに、裸眼視力 0.3 未満の割合は、小学 1 年生では 1～2%（男子 1.0%、女子 1.67%）であるものの、中学校 3 年生では約 3 割（男子 25.52%、女子 35.61%）まで急増している²⁾。このように、児童生徒を対象とした学校保健統計調査や近視実態調査からも学童期から思春期にかけて視力が低下していること、その割合が増加していることが分かる。坪田ら（2019）は、東京都内の小中学生約 1,400 人を対象に近視疫学研究を実施しており、その結果、小学生 689 人における近視有病率は 76.5%、強度近視有病率は 4.0%であり、中学生 727 人における近視有病率は 94.9%で、強度近視有病率は 11.3%であることを報告している³⁾。丸山（2020）は、「これまで、裸眼視力 1.0 未満の原因と言っても、近視なの遠視なのか乱視なのか、もしくはその一部が心因性視力障害や弱視等によるものなのか、はっきりとはしなかった。しかし、ほとんどの眼科医は、裸眼視力の低下の原因の多くが、近視か、すな

わち眼軸長の延伸であると気付いている」と言っている⁴⁾。

昨今、スマートフォンの普及に伴いそれを所持している大人も子供も、いつもどこでも気軽にインターネットを利用することができ、自分が必要とする情報をすぐに手に入れることができるようになった。また、子どもたちが外出自粛要請や臨時休校等もあった時期には、スマートフォンを利用する時間が増えたことを報告している調査結果もある⁵⁾。さらに、デジタルデバイスとしては、「GIGA スクール構想」から一人一台端末が利用できるような環境が整えられ、授業でタブレット学習等も積極的に実施されるようになってきた。このような環境整備によっても、子どもたちの「目」を取り巻く環境はこれまでと大きくことなってきたことが想定できる。

そこで、九州思春期研究会では第 20 回九州思春期研究会記念研究大会の講演において、「スマホ失明」の著者である眼科医の川本医師に、コロナ禍で目の不調を訴える子供たちや患者を通してみてきた危機とも捉えられる目の環境を取り巻く状況や課題と対応について、先行的な知見や研究結果等を根拠により示していただくこととした。この講演を通して思春期研究会の会員や参加した皆様が、昨今の課題である子どもたちの視力低下や目の環境調整に関して情報をブラッシュアップしていくとともに、それぞれが考える課題についての新たな示唆を得ることを目的とした。

II. 講演内容

1. 「失明」というものをどうとらえていくか

「失明」というものについて、ここでは3つの失明の定義を用いる。まず、「医学的失明」とは全く見えなくなった状態であり、「社会的失明」とは矯正視力が0.1を下回る状態、そして「機能的失明」は社会的に「見えない人」として扱われる状態を指す。

2. 世界の近視の現状と予測

近視の有病率は世界的に増加、近視発症が低年齢化しており、発症年齢が低いほど進行しやすい、近視の低年齢化により、将来的に強度近視の割合の増加が懸念されており、日本を含むアジア人の有病率が非常に高い。日本では近視が増えていくことは予測されていることであるが、欧米やヨーロッパの人たちは近視が増えていくことは奇妙な現象としてとらえており、危機感が非常に強くなっている。日本の近視の現状として、令和3年度(2021年)の年齢別・裸眼視力1.0未満の子どもたちの割合(令和3年学校保健統計調査より)を見ると、17歳の年齢で60%超の子どもが近視になっている。一方、東京都で17歳の近視を調査した研究によると98%の子どもが近視であるというデータもある。

3. ヒトの目(視力)は成長する

新生児(0.02~0.04)、1歳児(0.1~0.2)、3歳児(0.7~1.0)、6歳児(1.0以上)が典型的な視力の成長である。6歳児の視力が人生における最高の視力となるが、このプロセスにおいて6歳児の時点で近視になってしまった場合であれば、まだもとに戻ることでできる状態(仮性近視)である。一方で、6歳以降に近視になってしまった場合、目が大きくなっていく近視(軸性近視)となる。人間の目の直径は24mmのピンポン球よりも2回りくらい小

なものであるが、近視になるとだんだんラグビーボールのように横に長くなっていく。そして元には戻らない。近視のメカニズム(どんなふうにして大きくなっていくのか)はまだよくわかっていない。

4. 近視の分類

近視の分類としては、軽度近視、中等度近視、強度近視、最強度近視(病的)がある。近視はD値で表現する。約10年前は軽度近視で受診する子供がほとんどであったが、コロナ禍で受診した子どもたちの中にはいきなり中等度近視や強度近視で受診する子供が増えてきた。近視の合併症としては、強度近視においては、網膜剥離、網膜分裂症、後部ぶどう腫、視神経症、近視性黄斑症等の病気が軽度近視に比べて140倍で発生すると言われている。日本人の失明(医学的失明+社会的失明)の原因は、緑内障、網膜色素変性、糖尿病網膜症、黄斑変性症、脈絡網膜萎縮、視神経萎縮などがあり、近視に関係する病気として、緑内障、黄斑変性、脈絡網膜萎縮、視神経萎縮が強い近視が原因で起こってくる。

日本全体の状況として、近視は37.7%、強度近視5.7%、病的近視1.7%とされており、病的近視が「社会的失明」「医学的失明」のリスクを背負うことになる。強度近視の人には、近視性黄斑変性を合併する割合が、近視が無い方に比べて約130倍ある。網膜は正常であれば0.5mm程度の厚さであるが、眼球がどんどん大きくなっていくと一緒に網膜が引き延ばされ、最終的に目の大きさに追いつかなくなってしまい割けてしまう状況となり(牽引性黄斑症)失明してしまう。つまり、このようなことが強度近視で起こってくることに對して、欧米の眼科医が強い危機感を持っており、失明の人口が増えていくことを懸念している。

失明の人口が増えるということは、社会(経

済)に与える影響というものも大きくなっていくこととなり、行政や政治家等も近視を抑え込まなければならないと運動をしている状況である。日本の場合は、近視や眼鏡をかけていることに対して昔からマイナスなイメージはなく、近視対策というのは世界で一番遅れている。

5. 「内斜視」という病気がスマホによって引き起こされる

正面を向いたときにどちらかの目が内側を向いてしまっている状態のことを「内斜視」という。子供の時は瞼の内側の方が厚くなっていることから、内斜視にみえることが度々あり(疑内斜視)、内斜視ではないことがほとんどである。内斜視の見分け方は、片目ずつ実施する。片目をタオルなどで隠し検査者を見てもらいパッとタオルを外すと、隠したほうの目が内側によっているような状況であれば「内斜視」である。内斜視になると、物が二重に見えるようになる(複視)。対応としては特殊なレンズをもちいた眼鏡を作ってもらいそれを使用しつつ生活してもらおうこととなる。急性内斜視のタイプは、人工的な融像遮断に続発するもの、原因不明のもの、近視に伴うものの3つに分かれる。近視に伴うものが一番多い。

2019年にスマホの影響を本格調査することが発表され、浜松医大の佐藤美保教授らが、全国の患者200名を対象にスマホの影響を調査するといった内容で実施されているが、結果はまだ不明である。その他にも様々な学会等で、急性内斜視に関する症例が報告されるようになってきた。

近視は東アジアに多い疾患とされており、欧米では風土病のような考え方をされていたが、遺伝的要素だけでは説明ができないことが報告されるようになってきた。欧米の論文でも、近視の子どもがスマホを使いすぎると急性内斜視になりやすいのではないかとといった報告

が出てくるようになってきた。内容として、1日8時間以上スマホを使っている人に急性内斜視の子どもが多かったことが示されていた。また、近視があるかだけでは内斜視になりやすいと言えないような結果の論文も出てきた。そんなに近視が強くない子供でも急性内斜視がでてきていたことから、必ずしも近視が急性内斜視の発症の要因ではないのではないかとということも言われるようになってきた。

急性内斜視には、治る場合と治らない場合があり、単純に近視ということだけではないという症例も診てきた。急性内斜視の事例では、手術後に医師からは眼位はよくなっているように見えても、本能的によく見えないといった訴えをしており、片目ずつで見れば視力はよくなっても両目で見た瞬間に見えなくなるといった「機能的失明」の状態ですら社会生活に不便をきたすような状況になった事例もあった。治療法としてはいろんなことを試していきつつ最終的には手術になる。単純にスマホをやめさせることでうまくいったようなケースもある。国内のケースで、1日4時間以上、最低で4か月間のスマホの使用により、急性内斜視が発生したケースでは、スマホの使用を控えることで、内斜視の軽減が見込めるものの、多くの場合は手術療法が必要になることや、3D映画鑑賞後に急性内斜視を発症した事例では、両目視機能が不安定な成人でも、暗所での長時間にわたる両眼分離を行う3D映画鑑賞は後天性急性内斜視の誘因の1つと考えられたケース等もあった。

海外でもスマホの利用中止による急性内斜視の改善報告等もある。海外においても、手術をすることで93.33%の患者が見た目は戻っているが、物が二重に見えるといった症状が53.3%あることが報告されている。つまり、急性内斜視になってしまうと戻らないということがかなりの頻度で起こってくると

いうことである。これは子供だけではなく大人でも起こる。

これまでの論文や診療の経験から、姿勢が悪い状態で長時間スマホを眺めてかつ近視があると、非常に高い頻度で「急性内斜視」を起こしそうだということが言える。身近な人で近視があり、スマホの使用時間が長いといった人がいれば、姿勢を注意してあげてほしい。

6. 「失明」となる原因となる状態をどうコントロールしていくか、スマホとどう付き合っていくか。

社会人として働いていた時に目の怪我をしたことがあり、その時の眼科医との出会いから医師を目指すようになった。開業医となり自分のペースで仕事をするのができたことで、自分がやりたかったことに現在取り組んでいる。その一つとして、北九州市立大学で経営学修士号をとった経緯がある。MBAを取得する中での研究テーマとして「行動経済学」を選択した。近年において日本でも「行動経済学」といったことをよく耳にするようになってきた。コロナ禍において様々な施策や政策が打ち出された（どうやったら三密を回避させれるか等）が、中心になった人として大竹文雄先生がおり、政府と一緒に行動経済学の理論を用いてコロナ禍の対策を研究し施策に反映させていった経緯がある。その先生が書かれた書籍を元にビジネススクール時代に「行動経済学」の研究を行っていった。

「行動経済学」の理論としてプロスペクト理論がある。これは価値が同じものを得る場合と失う場合とでは人間の感情の違いに差があるのではないかということを示している。例えば、「1万円を拾ったときの喜びと1万円を落とした時の悲しみと言うのは同じではない」というようなものである。あるいは、「行動経済学」で取り扱われている学説として「フレーミング

効果」というものがある。例えば「2個で半額というよりも、2個目無料と言う方がお得感があるように感じる」といったようなものである。

「見せ方」で行動が変わるといったものであり、このような広報は以前より海外ではよく見られていたが、日本でも最近よく扱われるようになってきている。つまり「無料」とは0円のことであり、このようなことに人は影響をうけてしまうといったことを示している。また、「デフォルト設定」と言った考え方もある。これは、ある県の県警で実施された実験であるが、「年休を取得する際には会社の上司に申請をする」としていた時には年休消化率が悪かったが、「年休をとらない人は申請しなさい」という形に変えたところ、年休消化率が高くなったという実験結果がある。言っている内容は同じことでも、やっている仕組みをかえることで人々の行動が変わるといったことがある。また、「サンクコスト効果」というものもある。これは、新しいプロジェクトを始めるときにお金をつぎ込んだものの成果が出ない時等、このまま続けるのかそれともやめるのかといったことを選択を迫られたときに、「ここまできたからもう少しやってみよう」となるようなことである。本来であれば見切りをつけて撤退してしまった方がよいような場合も、今までつぎ込みが大きすぎるとそこから撤退できない。このようなことは、軍事的なことでも起こっており、企業の経営戦略でも起こる。

その他、「ハロー効果」：魅力的な人から勧められたものを購入してしまう等、「確認バイアス」：自分にとって良いと思う情報だけに偏ったものの見方をしてしまうこと、「正常性（現状）バイアス」：今日大丈夫だったから明日も大丈夫だと思うようなこと、「ピア効果」：仲間（ピア）がいるとそれに釣られて成績が伸びるといったようなこと、「アンカリング効果」：最初に提示された数字を基準にして様々なこ

とを考慮してしまうこと、「プライミング効果」：先に受けた刺激によって後の刺激に影響を与え行動が変わることなど、これらは「認知バイアス」と言う。

この「認知バイアス」を使用して、人々をもっと上手く合理的に行動に導いていけないかと考えたのがリチャード・セイラーであり、「ナッジ (nudge)」の書籍がある。例えば、コロナ禍の中で、三密回避の時に足元にフットプリントを示すことで自然に沿うように三密回避ができていったことや、アメリカの大学の学食で野菜摂取を促すために学生の目線の高さにサラダを配置することで野菜摂取をする学生が増える等の研究結果もある。

「ナッジ」とは、人々の行動をそっと後押しするような仕組みや仕掛けであり、より良い方向へより合理的な方向へ変えていくことができなにかということが考えられている。この「ナッジ」を使って「近視」というもの、「近視の進行」を抑制できないかと考えている。

・「近視ナッジ」：近視年齢を伝えることで親御さんの態度が変わることがある。子どもが健康診断で近視だったため眼科を受診した等に、例えば-6Dであれば、子どもさんの近視年齢は60歳であるということを伝えることで、親御さんは、子どもが自分の年齢になったときに目が見えなくなってしまうというようなことをイメージし身近に感じてもらうこととなり、態度に変容が見られることがある。このことは、近視への危機感を感じることや意識を向けることに繋がっていると考えている。

・「人生100年ナッジ」：100歳まで生きることをイメージしてもらい、80歳の時に目が見えていなければ残り20年をどうするかということを考えてもらうことで、近視への興味や関心が増してくることがある。

・「サングラスナッジ」：人間の目の病気は必ず片方から始まるが、片方の目が悪くなっても

自覚しないことが多い。そのため、時々片目だけで見るようにし、見え方に変化があるときは眼科を受診することを説明する。サングラスをすると見え方に変化があることから、自分の目に何かあったときに気が付きやすくメリットがあるためサングラスの活用を提案している。

・「先生教えてナッジ」：身近な専門家を見つけ（クリニックの医師等）正しい情報を気軽に聞ける関係をつくることの提案。

・「1週間帳尻ナッジ」：単純に1日の目標を立てるのではなく、少し長いスパン（1週間や1か月）で目標を達成させることを提案する。

近視の抑制や予防に「ナッジ」という行動経済学の考え方をを用いて、近視は遺伝だけではなく、環境の影響を受けて生じることもあることから減らすこともできると考えている。このことは、むし歯の例からも考えることができる。以前はむし歯のある子供が多かった時代があったが、現在は小学生のむし歯率はピーク時の9割減となっている。つまり、歯科医が頑張ったことでむし歯を減らしていった経緯がある。このことから、眼科医も失明に繋がらないような近視を予防できるのではないかと考えている。そのため歯科の事例に学ぶことは多いと考えている。これからも歯科医からの専門的な意見等を取り入れつつ、自分自身の診療等に寄与し、啓発と同時に予防を推進していきたいと考えている。

おわりに

昨今、子どもたちの視力低下の現状や課題については、数値やその原因についても様々な調査研究が始まっている。子ども家庭庁より「青少年のインターネット利用環境実態調査」⁶⁾の結果が公表され、インターネットを利用していると回答した青少年(3,238人)の、7機種のインターネット接続機器の利用率は、「スマー

トフォン」が75.2%で最も多く、「学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等」が70.6%、「ゲーム機」が66.7%と続いていた⁶⁾。また、「スマートフォン」利用者(2,436人)のインターネット接続機器の専用・共用を学校種別にみると、「自分専用のものを使っている」は、小学生が70.4%、中学生が93.0%、高校生が99.3%である⁶⁾。このように、思春期以前の子どもたちからスマートフォン等のデジタルデバイスが身近にあり生活にも不可欠なツールとして用いられており、今後も子どもたちの「目」を取り巻く環境からは目を離すことはできないと考える。

一方、学校保健統計調査は、古くは1948年からのデータが蓄積されており⁷⁾、戦後間もないころから、大正、昭和、平成、令和とその時代時代の子どもの発育発達だけでなく、健康状態についても見ていくことができる大変貴重な資料である。そして、そこで見えてきた課題に対して行ってきたこれまでの施策や取り組みについて、数値の改善が見られたものや維持ができてきているようなものについては、その取り組みについて再度、客観的に見ていくことも大切であり、そこから今の課題について大きくとらえていくことも必要であると考え。

今後、川本医師が最後に述べられた行動経済学の理論を踏まえた対策の検討や、これまでの歯科保健の取組から眼科の課題に対する対策のヒントを模索していくことについては、改めて学校や家庭、地域も巻き込んだ子育て支援の取組や、地域学校保健委員会等において、具体的な視力低下の取り組みを考えるきっかけとなるのではないかと考える。

文献

- 1) 文部科学省:令和4年度「学校保健統計(確定値)」令和5年11月28日
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/ch

[ousa05/hoken/kekka/k_detail/1411711_00007.htm](https://www.mext.go.jp/contents/20220622-mxt_kenshoku-000013234_1.pdf) (2024.3.20 閲覧)

- 2) 文部科学省:令和3年度「児童生徒の近視実態調査」調査結果報告書
https://www.mext.go.jp/content/20220622-mxt_kenshoku-000013234_1.pdf
(2024.3.20 閲覧)
- 3) 坪田一男, 栗原俊英(2019), 小中学生の近視増加傾向への警鐘 - 都内小学生の約80%、都内中学生の95%が近視 -, 慶應義塾大学プレスリリース,
<https://www.keio.ac.jp/ja/press-releases/files/2019/8/19/190819-1.pdf>
- 4) 丸山耕一(2020), 学校保健の動向-令和2年度版 -, 第1章 健康管理の動向 3. 児童生徒の健康管理 3-2 眼科 p57-62
- 5) 高坂康夫(2021), 親の認知した臨時休業中の小学生の生活習慣の変化とストレス反応との関連, 心理学研究 2021年 第92巻第5号 pp408 - 416
- 6) 子ども家庭庁:令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書 令和5年3月
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyuu/internet_research/results-etc/r05
(2024.5.20 閲覧)
- 7) 文部科学省:学校保健統計調査
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400002&tstat=000001011648> (2024.5.20 閲覧)

[受理:2024年3月31日]

第 20 回九州思春期研究会ポストコンGRESの講演報告
 子どもの性被害の現状と課題 ～福岡県性被害防止教育の推進～
 講師：浦 尚子先生（性暴力被害者支援センター・ふくおか）

藤瀬 那月¹⁾

1) 那珂川市役所 健康福祉部こども応援課

I. はじめに

内閣府が、令和 4 年にワンストップ支援センターで受けた相談に関して調査したところ、相談者が被害に遭った時の年齢は、10 代以下が約半数を占めており、中学生以下に限っても約 3 割に上ることが明らかとなった¹⁾。福岡県の性犯罪の現状としても、被害者を年代別で見ると 10 歳代 38.1%、10 歳未満 6.9%と全体の 45%を占めている²⁾。

性暴力・性犯罪は、被害時の年齢が低いほど心身を長期間にわたって深く傷つけるもので、子どもからすると何をされたのか理解できないことで被害が発見されにくいことがある。そこで、九州思春期研究会では第 20 回九州思春期研究会ポストコンGRESの講演において、性暴力被害者支援センター・ふくおか 浦尚子先生に、「子どもの性被害の現状と課題」また、昨今行われている「福岡県性被害防止教育」について、先行的な知見を示していただくこととした。

II. 講演内容

1. 性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

各都道府県に設置されている性暴力ワンストップセンターのうちの 1 つである「性暴力被害者支援センター・ふくおか」は、2013 年に福岡県、福岡市、北九州市に性暴力の被害にあわれた方を支援するための相談窓口として設置された。センターでの支援内容としては、「医療機関への付き添い」「警察への付き添い」「弁

護士による法的支援」「カウンセリング」「緊急時の宿泊場所の提供」で、医療機関を受診した場合の受診費用や初回の法律相談費用は県費（公費）でまかなえる場合があるため、被害者にとって経済的な負担がなくケアが受けられる仕組みになっている。併せて心のケアについても定型病院があり、被害後の精神症状を訴えられる方には精神科を紹介し、相談員が付き添って受診をしている。

2. 子どもの性被害の現状

性暴力とは、「あなたが望まない・同意のない性的な行為や発言はすべて性暴力である」とされている。これは、福岡県の条例の中にもこの表現が含まれており、「同意」というワードがキーワードになる。同意について、性的な行為を「紅茶」に置き換えた、約 3 分間のアニメーション（イギリスで制作され、日本語訳したもの）を視聴した。

性暴力とは、大きく分けて、「接触型」と「非接触型」がある。「接触型」とは痴漢、レイプ、性暴力を含むデート DV、家庭内の性的虐待などであり、「非接触型」は体へのからかいや性的な中傷、着替えやトイレ・入浴を覗く、下着を盗む、衣服に精液をかける、性的な画像や性行為を見せる、盗撮、裸の写真等を SNS 等で送りつける・送らせる・公開する、セクスティングやリベンジポルノと言われているもの、ストーカー行為などである。

内閣府が 2022 年に発表した若年層の性被害の実態に関するオンラインのアンケート（16

歳から 24 歳を対象に実施)によると、被害の内容として一番多かったものが「言葉による性暴力被害(体の特徴についてからかわれた、いやらしい事を言われたといった性暴力)」で 17.8%だった。次いで、「身体接触を伴う性暴力被害(体を触られた、抱きつかれた)」が 12.4%、「情報ツールを用いた性暴力(ネットやスマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見せられた)」が 9.7%、「視覚による性暴力被害(相手の裸や性器などを見せられた)」が 7.4%、「性交を伴う性暴力被害」が 4.1%だった。総じてみると、約 4 人に 1 人が何等かの性暴力被害にあっており、身近で多発しているといった結果になっている。

また、被害場所について一番多かったのは「学校」という回答で 23%だった。身体接触や性交を伴う被害の経験のある層に、最初に被害にあったのはいつかと聞いた質問では、「16 歳から 18 歳(だいたい高校生くらい)で最初に身体接触や性交を伴う被害にあっている」といった状況だった。性交を伴う性暴力被害についての加害者は、学校や大学の関係者(職員や先輩、同級生、クラブ活動の指導者)で、学校の関係者、あるいは元交際相手や現在の交際相手がそれぞれ 3 割で多くなっていた。性交を伴う被害にあった方の半数が誰にも相談していないと回答している。このように若年層の被害が身近に起こっているにも関わらず、周りに相談することが難しかったりして顕在化していない状況がわかる。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査では、電話相談：22.8%、面接：40.6%を 19 歳以下が占めており、若年層の相談も非常に多いということがわかる。

警察庁が発表しているデータ(2022 年)では、児童買春事犯(児童買春や淫行させる行為：児童福祉法、みだらな性行為当：青少年保護育成条例)の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、

それぞれ 2,206 件、1,649 人、1,461 人で、平成 25 年からのデータを見ても高止まりしている状況である。児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、検挙件数：3,035 件、検挙人数：2,053 人、被害児童数：1,487 人で、平成 30 年頃を頂点として高止まりしている。SNS に起因する事犯の被害児童数は 1,732 人で、高い水準で推移している。SNS に起因する事犯が、どのように起きているかというデータでは、事件に関わる投稿について、最初に投稿した者は被害児童によるものが 74.9%で 3/4 を占めている。被害児童がどのような投稿をしたのかというと、「プロフィールのみ」「趣味・思考」「ゲームの相手を募集する」といった普通の内容を投稿した結果、被害にあってしまったという状況で、被害児童からすると普通の日常生活でネットを使っていたところ被害にあってしまったという事が多い。

3. 性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談状況(2022 年度)

- ・電話相談は、高校生以下の被害者 82 人(全体の 19%) 5 人 1 人の割合。(2021 年度は 88 人、2022 年度は 12 月の時点で 94 人と増加に転じている)
- ・被害者の属性は、女性が 8 割、男性が 2 割 男性や男児でも被害にあっている。
- ・年代別では、未就学児：6%、小学生：26%、中学生：29%、2 高校生：39%といった状況で、年齢が上がるにつれて増えていく状況ではあるが、未就学児も 6%が被害にあっている。
- ・被害から相談までに要した時間は、被害から 2 週間以内：38%、被害後 1 年以内：43%、被害後 1 年超 11%、不明 9%で、半数以上が被害からしばらく時間が経って、やっと開示できたという状況になる。被害にあって、ずっと 1 人で抱えている子どもが多いという状況がうかがえる。

- ・センターへの相談者は、保護者から相談がくるケースが多い一方、高校生くらいになると本人からの電話も増え 21%といった状況だった。最近では、他機関（学校）からの相談が増えつつある状況である。
- ・加害者は、知り合い：6割弱　うち、学校関係者が3割弱で最も多くなっている。特に同級生からの被害が多い状況。小学生以下の場合、知り合いからの被害が8割弱、うち学校関係者が4割弱に増える。その他、SNS上で知り合った人からの被害：2割強、知らない人からの被害：2割弱といった状況である。
- ・被害内容は、強制わいせつ：38%　性交をとる被害：34%と少なくない状況で、情報ツールを用いた被害：18%　監護者わいせつ：1%となっている。性暴力被害者支援センターは比較的、家族以外が加害者の相談が多いためこのようなデータになっているが、家族からの被害の場合には、児童相談所に通告がいく流れになっているため、性暴力被害者支援センターでの性的虐待の相談を受けることは少ない役割分担になっている。
- ・警察に被害を届けた方は4割程度になっている。
- ・電話相談した方の中で、直接支援を行った方が25人で、この25人に対して延べ95件の支援をしている。具体的には面談：44件、カウンセリング：17件、法律相談：14件、病院受診：13件、精神科受診：1件、検察庁付き添い：1件、裁判所付き添い：1件、その他：4件となっている。

4. 障害と性暴力被害の現状（大人も含めたデータ）

障害のある女性の35%が性暴力を経験している（DPI女性障害者ネットワーク2021より）と言われている。若年層における性的な暴力に関する報告書では、被害者の55%がなんらかの障害を抱えていたという結果がある。知的障

害や発達障害などの影響により、被害を被害と認識することが難しく、被害が繰り返されたり搾取されたりするという現状があると指摘されている。（内閣府2018）

ワンストップ支援センターにおける障害のある性暴力被害の概要（岩田2023）では、被害者の性別はすべて女性で、年齢別にみると被害者の3割が19歳以下、20歳代が3割、30歳代以上が4割だった。障害種別としては、知的障害：23%、精神障害：45%、発達障害：25%という割合だった（重複あり）。加害者は、友人・知人：23%、SNS・ネットで知り合った人：15%、知らない人：13%、職場関係：10%で、身近で被害が起こっている現状である。障害がある方を支援する際、支援をする側が困る事があり、内容としては「コミュニケーションを取る事の困難さ」「当事者主体の支援の難しさ」「精神的な不安定さ」「被害状況を確認することも難しさ（本人の表現やコミュニケーションの困難さで事実が把握しづらい）」がある。

5. 加害者について

加害者は巧みに近づき、「これはあくまで性教育なのだ。優しく教えてあげるのだから、犯罪ではないんだよ（口外禁止）」「この子もいずれセックスを経験する時がくる。その前に僕が教えてあげる（二人だけの秘密）」と口止めをする。このように、子どもを手懐けていく戦略を「グルーミング＝手懐ける」と言い、グルーミングの手口としては、「世話をするふりをする」「遊ぶふりをする」「教育や指導を利用する」「子どもが関心を向けることをする」「恩を着せる」「愛情や恋愛と思わせる」といった事で子どものニーズを満たし、子どもの信頼を悪用して加害を行うと言われている。子どもの被害の場合、大抵このグルーミングのプロセスが入っているため、子どもにとって「被害を受けたかどうかわかりにくい」「自分に何が起きているのかわからない」その結果、「相談に

つながらない」「被害が繰り返される」といったパターンがある。

1) グルーミングのプロセス

- ① 被害者を選択(加害できそうなターゲットを見つける)

自尊心が低下している、孤立している、貧困、親が近くにいないといった子どもをターゲットとして探す。

- ② 子どもに近づき、分離を進める

子どもに近づいて他の大人から隔離する。子どもを対象としたスポーツのイベントやボランティア団体のイベントとしての指導的な立場だったり、塾や習い事の指導者だったりすることもある。心理的にも「自分だけがあなたを理解しているよ」「誰もあなたの事をわかってくれないね」等と言いながら、周りの大人家族や友人と引き離しをして本人を孤立させていく。

- ③ 信頼を発展させる

子どもを褒めたり、その子の好きな活動に興味を示したりすることで信頼関係や愛情関係を築いていく。子どもからすると、優しいような大人から関心を向けられて、話を聞いてもらえることに喜んで信頼感を膨らませる状況になる。

- ④ 性的コンテンツや身体的接触に鈍麻させる

加害者が性的な話をしたり、性的と分らないようにタッチをするマッサージをしたり、くすぐったりする。そうした接触を通じて刺激に子どもが慣れるように子ども達の間を麻痺させていく。子ども達は、どこまでが普通の行動で、どこからが被害なのか分からない様な巧妙な方法を使って加害をする。そして、加害をした後に維持行動をとる。例えば、口止めをする優しい言葉をかけて、加害行動を継続できるようにする(親に話したら親が悲しむよと言って脅すといったこともある)。

2) 加害者の認知の歪み

- ① 被害者への責任転嫁をする
- ② 無知の利用(こどもの内なら何をされているかわからないからする)
- ③ 純愛幻想(子ども思いこまされる)
- ④ 飼育欲(自分が教えてあげようと思ったんだ)
- ⑤ 児童ポルノ(児童ポルノがあるから現実の子どもが被害にあわずにすんでいる)
- ⑥ 性的指向と主張⑦究極の歪み

3) 子どもの性被害の認識

被害の後は様々な気持ちをもちやすく、何が起こったかわからず混乱し、自分が悪い人間だと感じる。そして、自分は他者とつながりを持つに値しない存在だと思い、そういった思い込みが相談のハードルにつながっていくということが起こる。

このような状況の中、どうやったら子どもを守ることができるのかといった議論がなれされてきたことで、令和5年に刑法が改正されるに至る。

6. 刑法改正について

2023年7月に以下の様に刑法が改正された。

- 1) 強制性交罪、強制わいせつ罪と言われていた罪名が「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」という表現になった
- 2) 性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられた
- 3) 面会要求等罪(性行為目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う、性的な画像を撮影して送信することを要求する事が刑法で罰せられるようになった)
- 4) 撮影罪も罪に問えるようになった
- 5) 性犯罪の公訴時効期間が延長された

7. 福岡県の性被害防止教育について

2019年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」として、

「性暴力根絶条例」が制定された。これは、全国で初めて「性暴力」を定義した条例であり、条例に基づく施策が進められてきた。条例制定の背景として、平成 29 年時点で福岡県の性犯罪の発生率は 7 年連続ワースト 2 位といった状況にあり、ワーストワンが大阪府、次いで福岡といった状況だった。

この条例の施策として、「被害者支援（性暴力被害者支援ふくおかの窓口を強化する）」「加害者の社会復帰支援（加害者相談窓口の設置）」「教育・研修（性暴力対策アドバイザー派遣）」といった大きな柱が 3 つある。

性暴力対策アドバイザーの取り組みでは、2019 年より条例制定後にモデル校における模擬授業を実施し、性暴力被害者支援センター福岡が中心となってテキストを作成している。さらに派遣するアドバイザーを養成する講座を開催し、テキストの手引きを作成し準備を進めた。

2021 年から先行実施し、順次様々な校種で実施されている。具体的には、小学生高学年、中学生、高校生は令和 3 年度までが先行実施、令和 4 年度から全校実施。小学校低学年、中学年については令和 5 年度先行実施し、令和 6 年度は希望校実施となっている。特別支援学校については、先行実施が現在続いており、来年度以降全校実施になっている。実績としては、令和 4 年度は 516 校で実施された。学校以外でも少年院でもアドバイザー実施の要請があり、少年院でも授業を行っている。令和 4 年度の派遣アドバイザーは 67 名で、アドバイザーは臨床心理士や公認心理士でスクールカウンセラー、センターの相談員から推薦を受けるかたちでアドバイザーが養成されている状況。全講習の到達目標としては、「性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴

力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとって、さらにつらい状況にならないように基本的な配慮をしようとする。」としている。性暴力とならない人との接し方を選択するというので、加害者にならない。被害に遭った場合にも自分の身を守ったり、相談したり、被害に遭った人に配慮することで傍観者にならない。加害者にも被害者にも傍観者にもならないという事が全体目標の中にうたわれている。

講習別でみると、小学校低学年・中学年では「大事なところ」について知るという事で授業をしている。大切なところは、体操服で隠れるところという表現にしている（水着で隠れるところという言い方が多いが、このアドバイザーの授業では体操服という表現にしている。なぜなら、プライベートパーツというのは、水着より広い部分であり性差があるのはジェンダーバイアスに関わるだろうということで福岡県の授業では「体操服で隠れるところ」としている。「大事なところ」の約束として、「見ない・見せない・さわらない・さわせない」ということを伝え、プライベートゾーンだけでなく、体のどの部分も触られたらイヤな場所があるということを伝えるために、「いいタッチ・嫌なタッチ」についても説明している。4) 大事なことは信頼できる大人に相談できるということ伝えるようにしている。

小学校高学年では「境界線」について伝えている。コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる。信頼できる大人に相談する権利があるということを教えている。

中学校になると、性暴力は権利の侵害であること知るというテーマで性暴力の背景について伝えている。例えば、女らしさや男らしさといったジェンダーバイアスがどのように押し付けられているかを探る、対等な関係とはどんな関係なのか、対等な関係でない場合に性暴力

が起りやすいといったことを伝えている。境界線を越える時には同意が必要ということも伝え、性暴力の事例を用いて考える機会を作ったり、相談機関を紹介したりしている。

高校生になると、性暴力の実態と社会の取り組みを知るといったテーマでデータを示しながら、身近なところで性暴力が発生していることを伝えている。被害の影響として、心身や行動に影響が出る事も伝えている。二次被害を生まないために、周りがどう配慮したらいいかということも伝え、性暴力についての社会の取り組み、警察で得られるサポートや弁護士や医療機関への相談など社会資源や役割について伝えるようにしている。

特別支援学校については、受講児童生徒の障がいの状態や発達段階に応じて個別に内容を検討している。特別支援学校のポイントとしては、性暴力の被害/加害や性的な問題行動などを把握し、すでに行われている性教育で使っている言葉や表現と合わせて、つながった内容になるようにしている。また、学校の先生にも授業に参加してもらい、体験型のワークを取り入れるようにしている。

全体を通して、講義をする中では「性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく」「指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ」「性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す」「防犯意識を高めるための教育に終始しない」「性差を決めつけずに話をする」「性的マイノリティがいることを想定して発言する」といったことを大切にしている。

8. 被害を打ち明けられたとき

被害認識がついてくると、被害を被害として打ち明けることができるようになってくることがある。

被害を打ち明けられたときのポイント

- 1) 他の人には聞かれないように配慮された、静かで落ち着いた場所で聴く

- 2) 児童生徒が話してくれた出来事や気持ちをそのまま受け止める
- 3) 「誰が」「身体の中のどの部分に」「何をした」を聞き取るまでにとどめる
- 4) 質問は「どういうことで/How」に言い換え、「なぜ・どうして/Why」は避難や圧をかけられているように感じるため控える
- 5) 「それって本当？」など児童生徒を疑ったり責めたりするような発言はしない
- 6) 根掘り葉掘り聞かない

おわりに

昨今、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、文部科学省では、子どもたちが性犯罪・性暴力の「被害者にしないこと」「加害者にしないこと」「傍観者にしないこと」を目標に、全国の学校等においても「生命（いのち）の安全教育」が進められている。被害に遭った子どもは「自分が SNS を使ったから悪い」だとか、「自分が断れなかったから悪い」などと思ひ込み、悩んでいる場合もある。そういった子どもが、「これはおかしいことだ」と自身で気づくことができたり、周囲の友人・知人、学校関係者などが気づいたりして相談・支援につながる環境が整っていくことが大切だと考える。

また、性暴力・性犯罪被害が及ぼす影響は「言葉や視覚による性暴力で身体的な接触に至っていない被害であっても、フラッシュバックを起こすことがある。社会的には身体接触や強制性交に至る性暴力被害よりは軽く扱われやすい被害であっても、実際はそうではなく、性的な暴力が人に与える影響は深刻な場合がある。」と言われている³⁾。性被害を受けた子どもからの SOS を適切にキャッチし対応できるよう、保護者を含めた大人への周知・啓発活動についても併せて進めていきたい。

文献

- 1) 男女共同参画局：令和 4 年度内閣府委託調

査「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_top.html

2) 福岡県警察:令和5年性犯罪の現状

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/293/1/seihanzaigenjyour4.pdf?20240531103100>

3) 男女共同参画局：令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r04_houkoku.html

[受理：2024年3月31日]

論文投稿のお願い

九州思春期研究会雑誌編集長 原田 直樹

この度、九州思春期研究会では「九州思春期研究会雑誌」を発刊するに至りました。創刊号では、原著論文、総説、Review、資料と多様な種類の原稿をお預かりすることができました。まずは今回ご執筆とご投稿をいただきました著者の皆様に心より御礼を申し上げます。

本ジャーナルは、子どもたちの健やかな成長発達に資する会員の皆様の知見を広く伝えていくため、オンラインジャーナルの形態で発行を続けていく予定にしております。今後は研究会のホームページ上で、バックナンバーを含めて、発行されたジャーナルはすべて公開して参ります。

つきましては、会員の皆様からの原稿の投稿をお願いいたします。投稿は随時募集しておりますので、投稿規程をご高覧の上、投稿をお願いいたします。

なお、研究論文に限らず、実践報告や新しい研究の視点、その時々話題になっているトピック等もご紹介できればと考えています。原稿の種類、内容等、ご不明な点がございましたらご相談いただきたく存じます。

多くの皆様からの投稿をお待ちしております。

今後とも本ジャーナルの継続発行に向けて、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

令和6年3月

九州思春期研究会雑誌投稿規程

Kyushu Journal of Adolescentology

1. 投稿者の資格

筆頭著者および共著者は本研究会会員に限る。ただし筆頭著者は会員歴1年以上の者とする。

2. 雑誌刊行の方法

本誌はオンラインジャーナルであり、原則として印刷物としての刊行はしない。本誌は本研究会ホームページで公開する。

3. 原稿の内容と種類

1) 原稿は、思春期学の進歩、発展に寄与するもので、他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。

2) 原稿は和文、もしくは英文とする。種類は報告、論文、資料、その他である。

①報告（実践報告、短報、総説等）・・・(i)

②論文（オリジナルな研究論文、科学的観察等）・・・(ii)

③資料（調査結果、関連学会・研究会の報告や記録、文献等）

④その他（編集委員会が適当と認めたもの）

⑤招待論文 特集に掲載する目的等で編集委員会より執筆を依頼した原稿「招待論文」については、担当編集委員が校閲・校正し、必要に応じて著者に修正を求める場合がある。そうした上で「査読ありの論文」とする。

4. 研究倫理

1) 人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、必ず「方法」の項に倫理的配慮をどのように行ったかを明確に記載すること。

2) 原稿種(i)の短報および原稿種(ii)については、研究に先立って、研究倫理審査を受審すること。本研究会の倫理審査（無料）も受審可能とする。

3) 原稿種(i)の実践報告については、本研究会の倫理審査（無料）を受審すること。

4) 原稿種(i)の実践報告と短報および(ii)については、「九州思春期研究会の利益相反(COI)に関する指針」に従い、利益相反の有無を論文末尾に明記し、別紙「COI 申告書」を著者全員についてそれぞれ1枚ずつ記載し併せて提出すること。

5. 投稿手続

1) 投稿原稿は図表を含めて1部を電子メールまたは郵送で提出する。

2) 原稿種(ii)については、400字程度の和文要旨をつける要旨の最後には、3～5語程度のキーワードをつける

3) 論文提出時には、別紙「投稿論文チェックリスト」に沿って原稿を確認し、原稿に添付する。
なお、原稿を電子メールで提出する場合、COI 申告書はPDFで保存し、原稿に添付する。

原稿を郵送で提出する場合は、封筒の表に「九州思春期研究雑誌原稿」と朱書きする。

4) 提出先

電子メールでの提出 kyushiken.journal@gmail.com

郵送での提出 〒825-8585 福岡県田川市伊田 4395 番地
福岡県立大学看護学部 原田直樹 宛

6. 原稿の受付および採否

- 1) 上記5の手続を経た原稿の到着日を受付日とする（受付日と到着順に付す受付番号を、投稿者に通知する）。
- 2) 原稿の採否は、原則2名の査読者の査読を経て、編集委員会が決定する。なお、いずれの原稿種においても査読が実施される。
- 3) 編集委員会の決定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。修正を求められた原稿は、修正箇所が分かるように、修正箇所の下線を引き提出する。
- 4) 最終原稿は、MS-Wordのファイルをメールまたは保存した電子媒体（CD-R、USBメモリ等）と印刷した原稿を提出する。なお送付された電子媒体は返却しない。

7. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は原則として、MS-Wordで作成する。
- 2) 原稿はA4版（210mm×297mm）で、字数は1ページ1200字（40字30行）横書きとし、適切な余白と行間をあける。
ページは以下のように配分する。
 - ① 1枚目はタイトルページとし、希望する原稿の種類、表題、著者名、所属機関名、図および表の数、連絡者の氏名および連絡先（所属機関、所在地、電話、FAX、電子メールアドレス）を記載する。表題、著者名、所属機関名は日本語および英語で記載する。
 - ② 2枚目は400字程度の日本語要旨および3～5語のキーワードとする。
 - ③ 3枚目から本文とし、ページ番号をつける。タイトルを記入し、所属、名前は記入しない。
- 3) 投稿原稿の1編は本文、文献、図表を含めて下記の字数以内とする。
 - ① 報告（実践報告12,000字以内、短報4,000字以内、総説12,000字以内）
 - ② 論文16,000字以内
 - ③ 資料12,000字以内
 - ④ その他12,000字以内
- 4) 表記方法
 - ① 句読点は“、”および“。”を用いる。
 - ② 数字および英字は原則として半角とする。
 - ③ 新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。
 - ④ カタカナは、原則として日本語化した外国語を記述するときのみ用いる。
 - ⑤ 数字は原則として算用数字を用いる。
 - ⑥ 単位は国際単位系（SI）を用いる。

⑦脚注を使用する場合は該当箇所の右肩に 1)、2) …の通し番号をつけ、その内容を別紙にまとめて書く。

⑧見出しタイトルは、以下の順にする。

緒言、方法、結果、考察、結論、謝辞、文献。なお、論文の内容によってはこの限りではない。これらの見出しタイトルには見出し番号は付けない。見出しタイトルは1行あけてセンタリングする。

⑨見出し番号は、1. 2. 3., 1) 2) 3), (1) (2) (3), a) b) c) の順序で記載する。

見出し番号およびタイトルは行をあげずに左寄せする。

5) 図・表について

①図および表などには通し番号(例: 図1、Fig 1; 表1、Table 1 など)と表題を付ける。それぞれA4判を使用し(原則として1頁に図または表を各1点)、一括して原稿の末尾に添える。

②図表は最終原稿提出時に本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。

③図表は各々の大きさに応じて500字~2000字に相当すると考え字数を調整する。

6) 文献記載について

①本文中の引用文献

該当本文直後に上付き片括弧数字“1)” “2,3)” “4~6)”等で明示する。

②末尾の引用文献

著者が3名以上の場合、3名まで記載し、それ以降は“他”(英文の場合は“et al.”)とする。末尾の引用文献の記載は、次の形式で記載する。

a) 雑誌

著者名. 表題. 雑誌名. 発行年; 巻(号): 当該論文部分のページ.

[記載例] 1) 原田直樹, 松浦賢長. 学習面・行動面の困難を抱える不登校児童・生徒とその支援に関する研究. 日本保健福祉学会誌. 2010; 16 (2): 13-22.

2) Lemen PM, Wigton TR, MillerMcCarthy AJ, Cruikshank DP. Screening for gestational diabetes mellitus in adolescent pregnancies. Am J Obstet Gynecol. 1998; 178: 1251-6.

b) 単行本

著者名. 書名. 発行地: 出版社名. 発行年.

(分担執筆の場合は、著者名. 分担執筆の表題. 編集者名. 書名. 発行地: 出版社名. 発行年: 分担執筆部分のページ.)

[記載例] 1) 原田直樹. 発達障害. 松浦賢長, 笠井直美, 渡辺多恵子. 学校看護学.

東京: 講談社サイエンティフィク. 2016: 134-140.

2) Olson, D.H. et al. Family Inventories: inventories used in a national survey of families across the family life cycle. St. Paul, MN: Family Social Science, University of Minnesota. 1985.

c) 訳書

著者名(原綴りのまま)(原書発行年). 訳者名(氏名のあと“訳”を付記). 翻訳書の書名. 発行

地：出版社名. 発行年.

[記載例] 1) Andrew Turnell & Susie Essex. (2006). 井上薫, 井上直美訳. 児童虐待を認めない親への対応. 東京：明石書店. 2008.

d) オンラインジャーナル

著者名. 表題. 雑誌名. 発行年；巻(号)：ページ. DOI

[記載例] 1) Doki S, Sasahara S, Matsuzaki I. Psychological approach of occupational health service to sick leave due to mental problems: a systematic review and metaanalysis. Int Arch Occup Environ Health. 2014. DOI 10.1007/s00420-014-0996-8.

e) Web ページ

発行機関名. タイトル. 公開年次. URL (アクセス年月日)

[記載例] 1) 文部科学省. 「不登校に関する実態調査」～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～. 2014. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1349956.htm (2022 年 8 月 1 日アクセス)

8. 著作権

著作権は本研究会に帰属する。掲載後は本研究会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。ただし、研究内容に関する知的所有権は著者に帰属する。

なお、投稿論文は電子情報開示されることを了解の上寄稿することを条件とする。

9. 著者校正

編集委員会に受理された投稿原稿の著者校正は 1 回行う。ただし、校正の際の加筆は原則として認めない。

10. 著者が負担すべき費用

掲載料は、無料とする。

11. その他

投稿での不明な点についての問合せ先は下記の通りとする。

〒825-8585 福岡県田川市伊田 4395 番地

福岡県立大学看護学部 原田直樹 宛

TEL・FAX 0947-42-1405 (研究室)

電子メールアドレス kyushiken.journal@gmail.com

附 則

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する。

九州思春期研究会雑誌：COI 申告書

筆頭著者： _____

共著者： _____

論文名： _____

※筆頭著者及び共著者全員について、発表内容に関する企業・組織や団体とのCOI状態を記載して下さい。

※投稿時からさかのぼって過去3年間を対象に発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を記載。

申告すべき事項	該当の有無		有の場合、①該当著者名、 ②企業・団体名等を記載して下さい。
1. 役員・顧問職などの報酬額※ 【1つの企業・組織や団体から年間100万円以上】	本人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	親族	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2. 株式等による利益※ 【1つの企業からの配当利益等が年間100万円以上、 あるいは当該全株式の5%以上保有】	本人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	親族	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3. 特許権使用料※ 【1つにつき年間100万円以上】	本人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	親族	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4. 講演料 【1つの企業・組織や団体から年間合計50万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5. 原稿料 【1つの企業・組織や団体から年間合計50万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
6. 研究費・助成金等の総額 【1つの企業・団体から、申告者または申告者が所属する講座や研究室等に対して年間合計100万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
7. 奨学（奨励）寄附金等の総額 【1つの企業・団体から、申告者または申告者が所属する講座や研究室等に対して年間合計100万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
8. 企業等が提供する寄附講座 【企業等からの寄附講座に所属し、寄附金が年間合計100万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
9. 旅費、贈答品等の受領 【1つの企業・組織や団体から年間5万円以上】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※親族：配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告事項
(本COI申告書は論文掲載後2年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

筆頭著者 (自署) _____

「九州思春期研究会雑誌」投稿論文チェックリスト

この論文投稿チェックリストは、投稿時の必要な手続きを確認するためと査読を迅速に行うためのものです。提出前に□に✓を記入し投稿論文とともに提出してください。チェックの未記入およびチェックリストが添付されていない場合は返却させていただきます。

1. 投稿に際して

- 被験者が思春期世代に属する。あるいは論文の内容が思春期の事象と関連がある。
- 筆頭著者および共著者は本会会員であり、かつ筆頭著者は正会員歴 1 年以上である。
- 共著者全員が論文の内容に同意している。
- 本稿は筆者の論文である（他の出版物を含め既発表あるいは投稿中ではない）。
- 代表者の氏名、連絡先を記載した。

2. 倫理的配慮について

- 本稿が研究倫理審査は必要としない研究である。その場合は以下にその理由を記載すること。
(理由: _____)
- 人や動物が対象である研究は、所属施設または本研究会の研究倫理委員会の承認を得ている。
- 人や動物が対象である研究は、倫理的配慮がなされていることが本文中に明記されている。
- 研究対象者等に研究の目的について十分に説明し、理解を求め、同意を得ている。
- 研究対象者等に匿名性の保障など、対象となる被験者の人権擁護のための配慮をしている。

3. 原稿の形式

- 投稿論文には次の(1)から(5)が記載されている。(1)表題、(2)著者名、(3)所属機関及び所在地（(1)～(3)は和英併記）、(4)要旨、(5)キーワード（(4)(5)は原稿種 ii のみ）。

4. 引用文献

- 引用文献は、投稿規定に従って適切に記載されている。
- 引用文献は公開された情報源から入手できるものである。

5. 送付物の内容について

<メールでの電子投稿の場合>

- 本文、図、表、写真、チェックリスト、COI 申告書（PDF ファイル）を電子メールの添付ファイルとして用意した。

<郵送の場合>

- 原稿（図表を含む）は印刷したもの 1 部を用意した。
- 論文原稿のファイル（原則として MS-Word）を保存した電子媒体（CD-R、USB メモリ等）を用意した。
- 送付物の中にチェック済みの投稿チェックリストが同封されている。以上、上記について確認した。

年 月 日

筆頭著者署名（自署） _____

九州思春期研究会雑誌 第1号

令和6年3月31日発行

発行人 九州思春期研究会

〒824-0031 福岡県行橋市西宮市5丁目1番10号 内田産婦人科医院内

電話：0930-23-1052 Fax：0930-25-1331

e-mail：kyusiken@mx36.tiki.ne.jp

HP：https://kyusiken.main.jp/index.html